

習志野市国民保護計画

平成 19 年 3 月
(令和 3 年 5 月変更)
習志野市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	2
2 市国民保護計画の構成	3
3 市地域防災計画等との関連	3
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	10
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	15
1 武力攻撃事態	15
2 緊急対処事態	15
 第2編 平素からの備えや予防	16
第1章 組織・体制の整備等	17
第1 市における組織・体制の整備	17
1 市の各部等における平素の業務	17
2 市職員の収集基準等	19
3 消防機関の体制	21
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2 関係機関との連携体制の整備	23
1 基本的考え方	23
2 国との連携	23
3 県との連携	24
4 近接市町村との連携	24
5 指定公共機関等との連携	25
6 ボランティア団体等に対する支援	25
第3 通信の確保	26
第4 情報収集・提供等の体制整備	27
1 基本的考え方	27
2 警報等の伝達に必要な準備	28
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	29
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	30
第5 研修及び訓練	31
1 研修	31
2 訓練	31
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33

1 避難に関する基本的事項	33
2 避難実施要領のひな型の作成	35
3 救援に関する基本的事項	35
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	35
5 避難施設の指定への協力	36
6 生活関連等施設の把握等	36
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	37
1 市における備蓄	37
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第4章 医療救護体制の整備	39
1 初期医療体制の整備	39
2 傷病者搬送体制の整備	39
第5章 要配慮者の支援体制の整備	40
1 要配慮者に関する支援	40
2 社会福祉施設等における備え	40
3 児童・生徒等の避難時の配慮	40
4 外国人に対しての配慮	40
第6章 国民保護に関する啓発	41
1 国民保護措置に関する啓発	41
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第3編 武力攻撃事態等への対処	42
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	43
1 初動時情報連絡体制	43
2 国民保護等連絡室の設置	43
3 国民保護等緊急対策本部の設置	44
4 事態認定前における初動措置の確保等	53
5 市対策本部への移行に要する調整	53
6 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	54
第2章 市対策本部の設置等	55
1 市対策本部の設置	55
2 通信の確保	68
第3章 関係機関相互の連携	69
1 国・県の対策本部との連携	69
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	69
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	70
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	70
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	71
6 市の行う応援等	71
7 ボランティア団体等に対する支援等	72

8 住民への協力要請	72
第4章 警報及び避難の指示等	73
第1 警報の伝達等	73
1 警報の内容の伝達等	73
2 警報の内容の伝達方法	74
3 緊急通報の伝達及び通知	75
第2 避難住民の誘導等	76
1 避難の指示の通知・伝達	76
2 避難実施要領の策定	77
3 避難住民の誘導	81
第5章 救援	88
1 救援の実施	88
2 関係機関との連携	88
3 救援の程度及び方法の基準	89
4 救援の内容	89
5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	96
6 救援の際の物資の売渡し要請等	96
第6章 安否情報の収集・提供	98
1 安否情報の収集	99
2 県に対する報告	99
3 安否情報の照会に対する回答	100
4 日本赤十字社に対する協力	100
第7章 武力攻撃災害への対処	101
第1 武力攻撃災害への対処	101
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	101
2 武力攻撃災害の兆候の通報	101
第2 応急措置等	102
1 退避の指示	102
2 警戒区域の設定	105
3 応急公用負担等	105
4 消防に関する措置等	106
第3 生活関連等施設における災害への対処等	108
1 生活関連等施設の安全確保等	108
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	108
第4 NBC攻撃による災害への対処等	110
1 NBC攻撃による災害への対処	110
第8章 被災情報の収集及び報告	113
第9章 保健衛生の確保その他の措置	114
1 保健衛生の確保	114
2 廃棄物の処理	115

第10章 国民生活の安定に関する措置	116
1 生活関連物資等の価格安定	116
2 避難住民等の生活安定等	116
3 生活基盤等の確保	117
第11章 特殊標章等の交付及び管理	118
 第4編 復旧等	120
第1章 応急の復旧	121
1 基本的考え方	121
2 公共的施設の応急の復旧	121
第2章 武力攻撃災害の復旧	122
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	123
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	123
2 損失補償及び損害補償	123
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	123
4 国民保護措置に要した費用の支弁に係る県との調整	124
 第5編 緊急対処事態への対処	125
1 緊急対処事態	126
2 平素からの備え	127
3 市緊急対処事態対策本部等	127
4 緊急対処保護措置の実施	128
5 緊急対処事態への対処上の留意点	128
 【参考】用語の解説	129

第1編 総論

第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴
- 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要である。本市としては、昭和57年に恒久平和を強く念願し「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、これまで各種の平和事業を展開してきたところであり、今後とも、平和への働きかけを行っていくものとする。

しかしながら、様々な努力等にもかかわらず、万が一、武力攻撃事態等に至った場合、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、習志野市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ 【国民保護法第35条第1項】

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項 【国民保護法第35条第2項】

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

(4) 市国民保護計画の対象となる者

市の区域に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
 - 第2編 平素からの備えや予防
 - 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 第4編 復旧等
 - 第5編 緊急対処事態への対処
- 【参考】用語の解説 資料編（別冊）

3 市地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに對し、「習志野市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定めの例により対応する。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

（1）市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不斷の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

（2）市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 【国民保護法第5条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民保護法第6条】

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供 【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。特に高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し配慮を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 【国民保護法第3条第4項】

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

【指定公共機関】日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株、東京電力パワーグリッド株、東日本旅客鉄道株など151事業者等

【指定地方公共機関】京葉瓦斯株、新京成電鉄株、(一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会、千葉テレビ放送株など31事業者等

(5) 国民の協力 【国民保護法第4条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 【国民保護法第9条】

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援について、高齢者、障がい者、病人、乳幼児及び外国人等の特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 【国民保護法第7条】

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 【国民保護法第22条】

市は、市が実施する市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、関係都道府県、消防機関等との連携を密にすること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

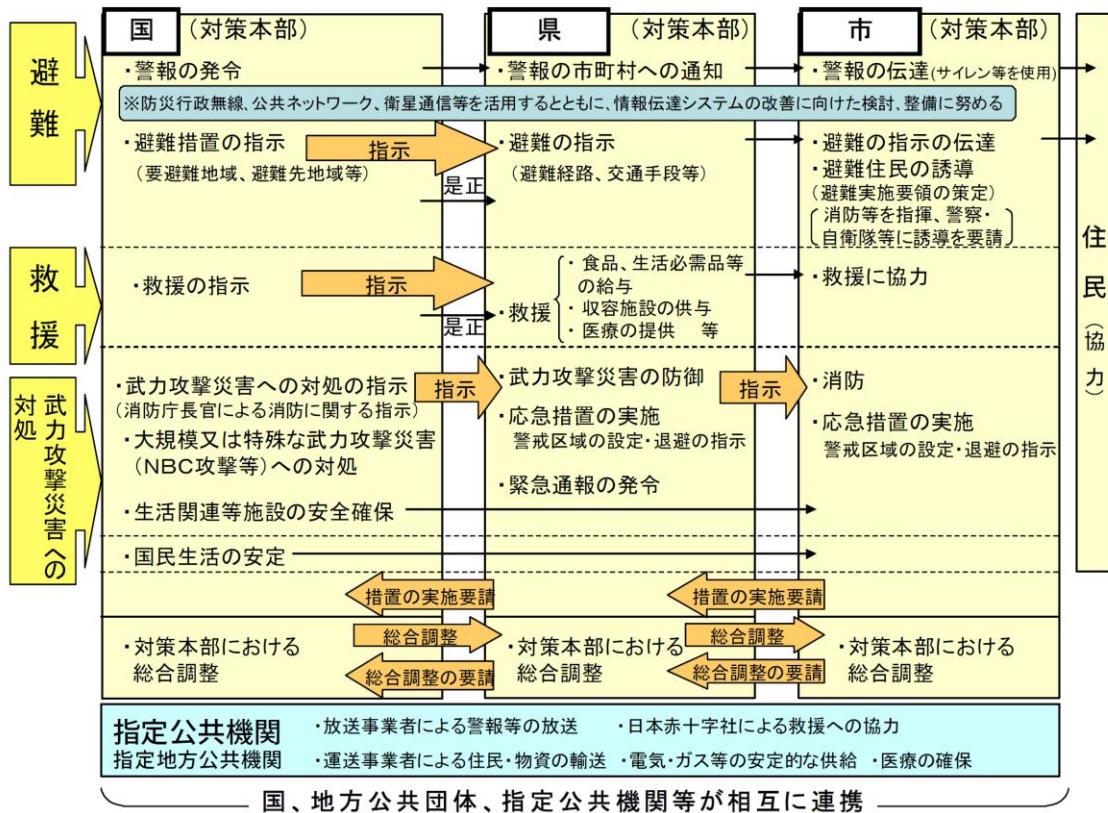
また、市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に対し、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※ 国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国民保護措置において、市、県及び指定地方行政機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

○ 市、県及び指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

【市の事務等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【県の事務等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none">1 国民保護計画の作成2 国民保護協議会の設置、運営3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営4 組織の整備、訓練5 警報の通知6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施9 国民生活の安定に関する措置の実施10 交通規制の実施11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関の事務等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局 千葉財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
横浜税関	1 輸入物資の通関手続き
関東信越厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	1 被災者の雇用対策
関東農政局	1 応急用食料調達・供給支援 2 農業用ダム等の安全確保 3 NBC(核・生物・化学兵器)攻撃等による汚染農作物の安全確認 4 家畜保護による配慮 5 農林水産業に係る被害拡大防止 6 農林水産業関係施設の応急の復旧 7 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業 保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 江戸川河川事務所 首都国道事務所 千葉国道事務所 千葉港湾事務所	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局 成田空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供

第三管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
----------------	--

○ 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】（イメージ）

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法

【関係県機関（県警察含む）】（イメージ）

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法

【関係市機関】（イメージ）

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法

※ 県内及び市に隣接する市町村、相互応援協定締結市町村等

【その他の機関】（イメージ）

名称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法

※ 関係指定公共機関及び指定地方公共機関、大規模集客施設等

上記の連絡先については、資料編に記載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

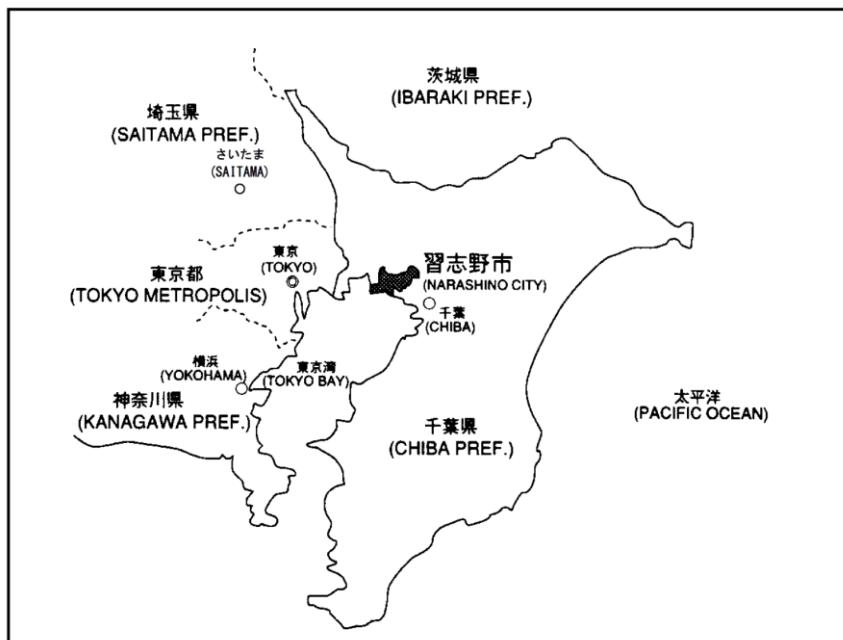
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、千葉県の北西部、東経140度1分48秒、北緯35度40分38秒に位置し、東京都心からほぼ30km圏、鉄道による所要時間距離は約30分程度にあり、東は千葉市、西は船橋市、北は八千代市と接し、南は波穩やかな東京湾に面している。

海岸線は、京葉港の一部を形成している。

市域は、東西8.9km、南北6.2kmで内陸部の北東半部が関東ローム層で覆われた自然地形で、南西半部が平坦な埋立地や海岸平野からなっており、海拔は、0.8mから30.6mで市内的一部では若干高低差があるが、全体的には平坦な地形で、総面積は、20.97km²である。

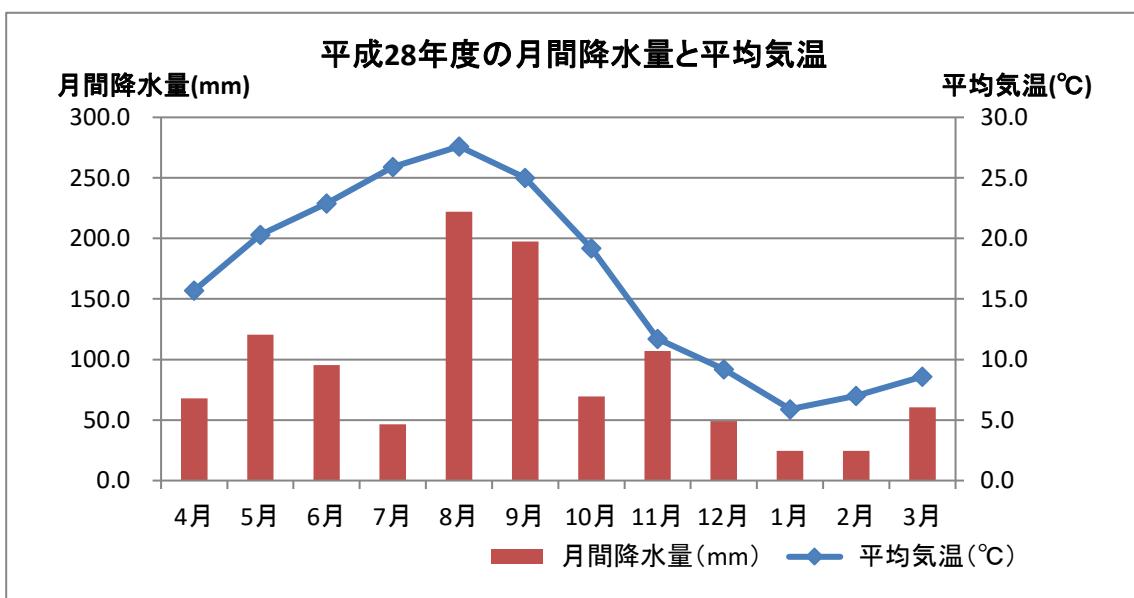
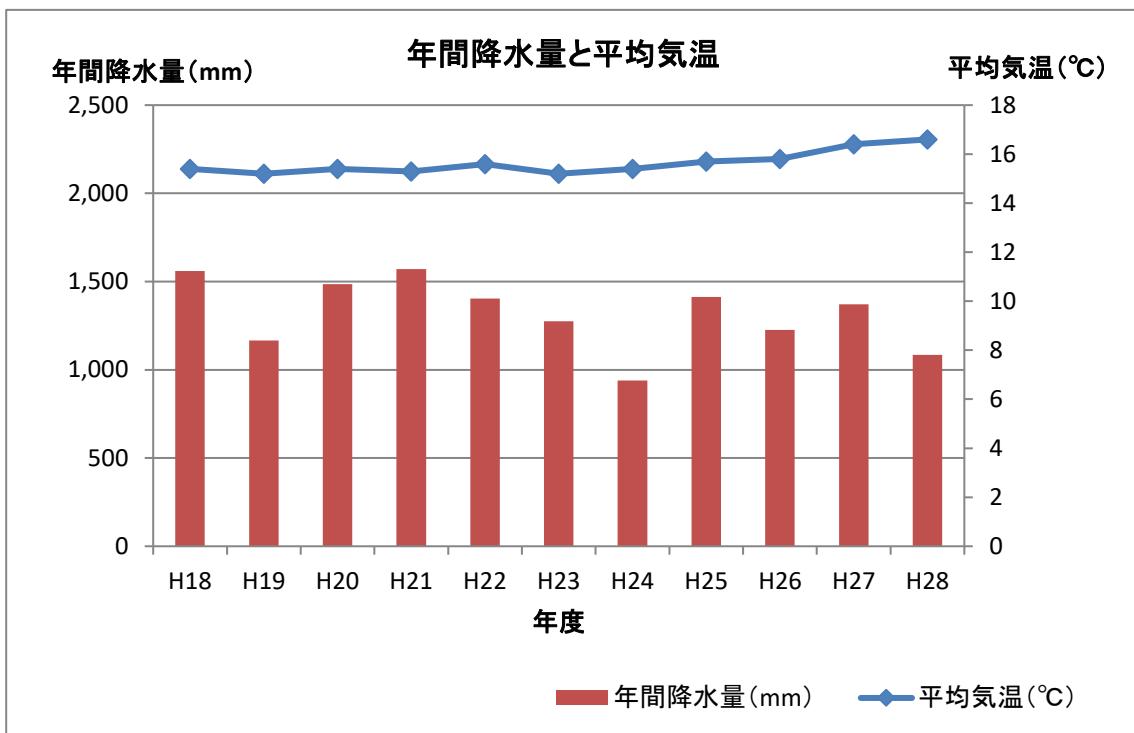


(2) 気候

本市は、その位置、地勢からして気候はおおむね温暖で、海洋性気候に属している。

平成18年度よりの気象概況の調査から、天候は晴れが58.1%を示し、気温は平均値で15.6°C、湿度は平均値で68.2%を示している。

また、風向は冬に北北西の風、夏に東北東の風が多い。風速は、平均値で2.6 m/sである。降雨量については、本市が太平洋側に位置するため、梅雨時の長雨や豪雨、台風などを避けられないが、年間平均降雨量は、1,318mmとなっており、千葉県の北部地区の年間平均降雨量約1,400mmよりは、少ないものとなっている。



(3) 人口分布

① 人口

国勢調査による平成27年10月1日現在の本市の総人口は、167,909人、（男84,323人、女83,586人）となっている。

人口密度は、8,007人/km²で浦安市、市川市に次ぐ、県下でも有数の人口密度の高い都市となっている。また、世帯数は72,350世帯となっており、1世帯当たりの人員（平均世帯人員）は2.32人となっている。

なお、年齢別人口及び比率は、以下のとおりとなっている。

(数値は平成27年10月1日現在の国勢調査より)

(人)

年齢	男	女	計	構成比(%)
14歳以下	11,384	10,925	22,309	13.3
15~64歳	56,052	51,729	107,781	64.2
65歳以上	16,647	20,808	37,455	22.3
不詳	240	124	364	0.2
人口総数	84,323	83,586	167,909	100.0

※ 町丁目別、年齢別の詳細については、資料編に掲載する。

② 流出人口

平成27年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、61,536人となっている。

③ 外国人の人口

市内には、住民基本台帳に基づく外国人人口が、2,481世帯、3,428人となっている。

(平成29年12月31日現在)

世帯総数	人口総数	男	女
2,696世帯	3,692人	1,740人	1,952人

④ 市内の大学における就学生の実態

市内には大学が2校あり、約16,000人が就学している。また、市の区域に隣接し、市内の最寄り駅を利用している大学が1校あり、これを合わせると、3校で約20,000人強が就学している。

(4) 道路

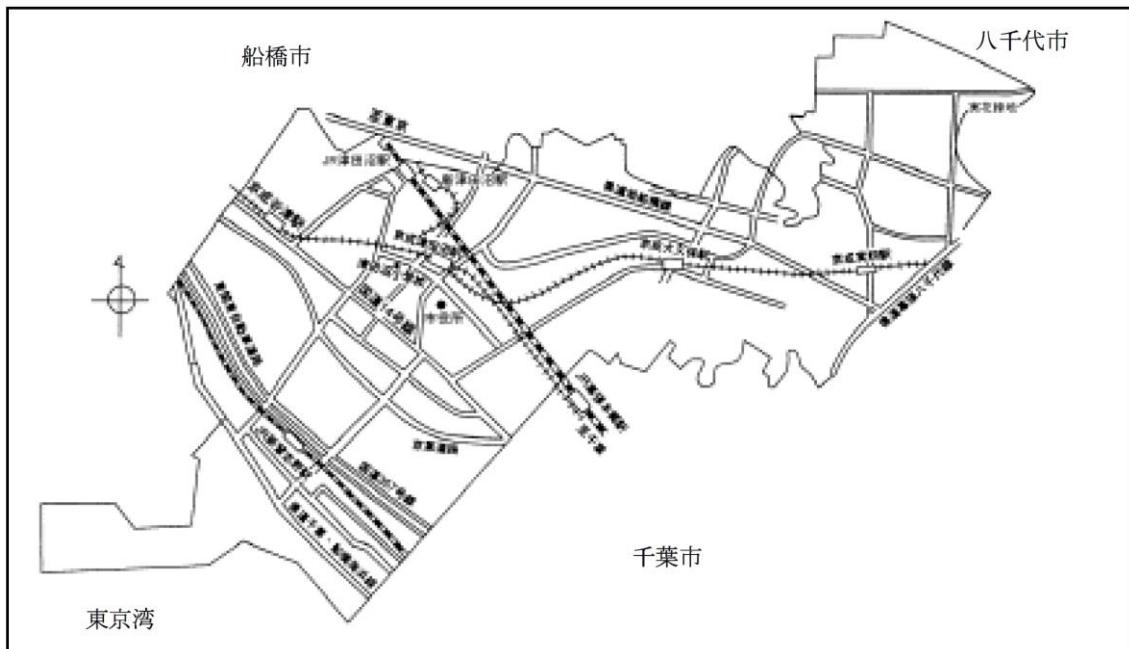
本市の主要な道路は、自動車専用道が2路線（京葉道路、東関東自動車道）、国道が3路線（国道14号、357号、296号）あり、それに主要地方道と県道が接続され道路網を形成しているが、主に市の区域の臨海部、中央部、北部を通過し、東西方向を結ぶ広域幹線道が整備されている。

なお、市内的一般市道は狭隘なものが多く、また、都市計画道路は、鉄道を立体交差で横断する南北道路の整備が求められている。

(5) 鉄道

本市の鉄道網は、JR東日本が総武線、京葉線の2路線2駅、京成電鉄が成田線、千葉線の2路線4駅、新京成電鉄が1路線2駅であり、JR及び京成線は市の区域を東西に、新京成線は南北に走っている。

なお、JR総武線の津田沼駅は、1日の乗車人員が103,400人となる県内でも有数な駅であり、本市の玄関口の役割を果たしている。



(6) 自衛隊施設等

本市の区域内には直接所在していないが、東部地区の一部が隣接する市境の船橋市及び八千代市の区域に

- (陸上自衛隊) ・習志野駐屯地：第1空挺団
 ・習志野演習場：習志野駐屯地業務隊
 - (航空自衛隊) ・習志野分屯基地：第1高射群第1高射隊
- が所在している。

(7) その他

【千葉県での留意事項（千葉県国民保護計画より抜粋）】

千葉県においては、次に掲げる特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

ア 千葉県は、三方が海岸線であり（半島である。）、さらに利根川、江戸川といった水域で囲まれている地理的特性から次のことに留意すべきである。

- ・ 陸路での避難は北方向のみである。
- ・ 丘陵部などに孤立地域が発生するおそれがある。
- ・ テロリストの潜入、潜伏が容易である。

イ 千葉県の社会的特性から次のことに留意すべきである。

- ・ 首都東京に隣接しており、東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- ・ 首都東京攻撃への基地（アジト）として千葉県内のどこかが利用されるおそれがある。
- ・ 千葉県の北西部など人口の密集地域があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・ 湾岸に一大工業地帯があり、また、内陸部にも成田国際空港などの重要施設が存在しており、生産や経済などへの二次被害効果が大きくなるおそれがある。
- ・ 成田国際空港などは、テロリストの出入国に利用されるおそれがあるとともに象徴的な攻撃目標となるおそれがある。

- ・ テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・ 大規模集客施設があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・ 都市部、山間部など多様な地域から構成されていることから、地域の実情に応じた国民保護措置が必要である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴等については、基本指針に基づき資料編に記載。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - 危険物積載船への攻撃
 - ダムの破壊
 - 原子力事業所等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
 - 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※ 上記の事態の特徴等については、基本指針に基づき資料編に記載。

第2編 平素からの備えや予防

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第4章 医療救護体制の整備
- 第5章 要配慮者の支援体制の整備
- 第6章 国民保護に関する啓発

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備 【国民保護法第41条】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部等における平素の業務】

部等の名称	事務分掌
危機管理課	<ul style="list-style-type: none">1 国民保護に関する総合調整に関すること2 国民保護協議会の運営に関すること3 国民保護計画の見直し、変更に関すること4 避難・復帰要領に関すること5 物資及び資材の備蓄等に関すること6 国民保護措置についての研修・訓練に関すること7 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達の整備に関すること8 特殊標章の交付等に関すること9 職員の参集体制及び基準の整備に関すること10 国、自衛隊、県、近隣市町村、指定公共機関等の関係機関との連携体制の整備に関すること11 非常通信体制の整備に関すること12 国民保護措置に関する啓発に関すること13 危険情報等の収集、分析等に関すること14 自主防災組織との連携に関すること15 帰宅困難者対策のための情報伝達の整備に関すること16 その他各部に属さない武力攻撃事態等に関すること
政策経営部	<ul style="list-style-type: none">1 報道機関への連絡態勢に関すること2 市内鉄道及び路線バスに関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none">1 被災情報の収集及び整理に関すること2 国民の権利利益の救済に係る手続に関すること3 車輌、船舶等輸送機関の調達に関すること4 防衛施設周辺地域に関すること5 所管施設の整備及び点検に関すること
協働経済部	<ul style="list-style-type: none">1 被災者に対する市税の減免及び徴収の整備に関すること2 り災証明に関すること3 外国人への情報支援の整備に関すること4 町会等との連携に関すること5 物資の運送体制に関すること6 救援物資の要請・受付、整理、保管、供給等の体制の整備に関すること7 安否情報の収集体制の整備に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none">1 医療救護協定に関すること2 医療機関との連携に関すること3 医薬品の調達及び配給に関すること4 医療及び助産救護の整備に関すること5 防疫に関すること

	<p>6 要配慮者の安全確保及び支援体制（避難等）の整備に関すること</p> <p>7 所管施設の整備及び点検に関すること</p> <p>8 ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること</p>
都市環境部	<p>1 道路、橋梁等の点検、整備に関すること</p> <p>2 応急資材及び労力の確保に関すること</p> <p>3 道路等占有物件の対策に関すること</p> <p>4 ごみ処理及びし尿収集の整備に関すること</p> <p>5 廃棄物処理の整備に関すること</p> <p>6 防疫（活動）の体制整備に関すること</p> <p>7 公園施設の点検、整備に関すること</p> <p>8 所管施設の整備及び点検に関すること</p>
こども部	<p>1 所管施設の乳児、幼児、児童の避難に関すること</p> <p>2 所管施設の整備及び点検に関すること</p>
消防本部	<p>1 消防活動体制の整備に関すること</p> <p>2 通信体制の整備に関すること</p> <p>3 情報収集・提供体制の整備に関すること</p> <p>4 消防団、消防協力隊に関すること</p> <p>5 装備・資機材の整備に関すること</p> <p>6 特殊標章の交付・管理に関すること（消防長の所管に限る。）</p> <p>7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の 安全化対策に関すること</p> <p>8 事業者に対する避難等自主防災体制の指導に関すること</p> <p>9 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること</p>
学校教育部	<p>1 学校教育施設における避難所の運営体制の整備に関すること</p> <p>2 児童及び生徒の避難に関すること</p> <p>3 被災児童生徒に対する教科書、学用品の確保、調達、支給の体制整備に に関すること</p> <p>4 所管施設の整備及び点検に関すること</p>
生涯学習部	<p>1 文化財の保護に関すること</p> <p>2 体育施設等の利用に関すること</p> <p>3 社会教育施設等における避難所の運営体制の整備に関すること</p> <p>4 所管施設の整備及び点検に関すること</p>
企業局	<p>1 ガス・水道の安定供給に関すること</p> <p>2 武力攻撃災害対応体制の整備に関すること</p> <p>3 応急資材及び労力の確保に関すること</p> <p>4 公共下水道の維持管理に関すること</p> <p>5 所管施設の整備及び点検に関すること</p>
協力部	<p>1 市議会議員及び各行政委員会委員との連絡に関すること</p> <p>2 避難所及び救援物資関連対策の応援・協力体制の整備に関すること</p>

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準	態勢
①国民保護等連絡室体制	○危機管理課・消防本部警防課職員、事態関係課職員が参集	予備配備態勢
②国民保護等緊急対策本部体制	○国民保護等緊急対策本部の構成員 ○危機管理課・消防本部警防課職員、事態関係課職員が参集 ○全職員（事態に応じた配備態勢（※）により参集）	第一～第三配備態勢
③市国民保護対策本部体制	○本部長、本部員及び本部職員を含む全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集	

※体制については、第3編「武力攻撃事態等への対処」で詳述。

※配備態勢については、要綱等で定める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

体制	体制の判断基準		
	国の事態認定前	国の事態認定後	
国民保護等連絡室体制	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等対応が必要な場合
国民保護等緊急対策本部体制	市の全部課室での対応が必要な場合		市の全部課室での対応が必要な場合
市国民保護対策本部体制		市国民保護対策本部設置の通知がある場合	市の全部課室での対応が必要な場合

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
対策本部長 (市長)	副市長	政策経営部長	総務部長
対策副本部長 (副市長)	政策経営部長	総務部長	協働経済部長
対策本部員 (部長・次長)	次長	管理・調整主管課長	課長 (行政組織順による)
危機管理監	危機管理課長		

(6) 職員の服務基準

市は、(3)職員参集基準①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民保護法第6条】

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を市対策本部に開設し、救済に係る手続きは、国民保護措置の実施に伴う命令、要請等を担当する部署が行う。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、習志野市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備 【国民保護法第3条第4項】

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、自衛隊等関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保 【国民保護法第35条第3項】

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国との連携

(1) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう指定地方行政機関との連携を図るものとする。

(2) 自衛隊との連携

市は、国民保護協議会における協議を通じ連携を図るものとする。

3 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議 【国民保護法第35条第3・5項】

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

4 近接市町村との連携

(1) 国民保護計画の作成等における連携 【国民保護法第35条第4・7・8項】

市は、国民保護計画を作成又は変更する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。また、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(2) 近接市町村との連携 【国民保護法第147条】

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(3) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等 【国民保護法第147条】

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

協定名称	応援の内容	手續
○○スーパーとの応援協定	・・・	・・・
：	：	：

※ 協定一覧及び協定内容については、資料編に記載する。

6 ボランティア団体等に対する支援 【国民保護法第4条第3項】

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会などのボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備 【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none">・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルチルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none">・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none">・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none">・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none">・國民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備 【国民保護法第47条】

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

また、市は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市国民保護計画に定めるものとし、資料編に記載する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るものとする。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察との連携 【国民保護法第47条第3項】

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付け消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 【国民保護法第94・95条】

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | | |
|---|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名
② フリガナ
③ 出生の年月日
④ 男女の別
⑤ 住所（郵便番号を含む）
⑥ 国籍
⑦ その他個人を識別するための情報
⑧ 負傷や疾病の有無
⑨ 負傷又は疾病的状況
⑩ 現在の居所
⑪ 連絡先その他必要と認められる情報
⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等 | 2 死亡した住民
(上記①～⑦、⑪に加えて)
⑬ 死亡の日時、場所及び状況
⑭ 遺体の安置場所
⑮ 連絡先その他必要情報
⑯ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等 |
|---|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、市における安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

なお、現在国において、安否情報の収集、整理及び提供に関するシステム検討を行い、それに伴う開発を実施中であり、平成19年度より新システムを運用する予定となっているので、それに合わせた体制を整備していく。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備 【国民保護法第126・127条】

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

また、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法等の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

【被災情報の報告様式】

年　月　日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成　年　月　日　時　分							
習志野市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成　年　月　日							
(2) 発生場所 習志野市△△町A丁目B番C号（北緯　度、東経　度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害（人）				住家被害（棟）		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷				
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
市町村名	年月日	性別	年齢	概況			

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練 【国民保護法第42条】

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮をする者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、警察署と連携し避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
(※ 特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビのモニターに表示できるようにしておくことが望ましい。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町村との連携の確保 【国民保護法第3条第4項】

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 【国民保護法第9条第1項】

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」等を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時を同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難指示等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 自衛隊施設の周辺の避難に係る国との連携

市は、自衛隊施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、自衛隊施設の周辺地域における住民の避難に関する措置が円滑に講じられるよう、平素から自衛隊等と密接な連携を図る。

2 避難実施要領のひな型の作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、避難行動要支援者の避難方法、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のひな型をあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整 【国民保護法第76条】

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

また、市で行う救援に関する措置を迅速に実施できるよう必要な事項について定める。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 協定の締結等

市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関その他の運送事業者と協議し、災害時における体制も活用しつつ、これらが、市長からの避難住民の運送及び緊急物資の運送の求めに円滑に応じることができるように、協定の締結等あらかじめ体制の整備に努めるものとする。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬及び毒劇（医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。この場合において、警察署及び海上保安部との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備 【国民保護法第142条】

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係 【国民保護法第142・145・146条】

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材 【国民保護法第145条】

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携 【国民保護法第147条】

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの住民自らの備蓄

市及び県が備蓄する物資や資材のみでは限界があるため、市は、住民が平素から自ら備蓄するよう啓発する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検 【国民保護法第142・145条】

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。(指定管理者制度において委託している施設も含む。)

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 医療救護体制の整備

武力攻撃災害等の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、N B C 攻撃（核・生物・化学兵器を使用した攻撃）を受けた際は特殊な治療等も要求される。このため、市は、県、医療機関及び消防機関等の関係機関と密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動ができるよう、医療救護体制の整備の確立について、以下とおり定める。

1 初期医療体制の整備

市は、県があらかじめ定める救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画策定に協力する。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、県は、健康福祉センター等を利用した地域保健医療救護拠点を整備するものとされている。

消防本部は、医療機関又は他の消防本部と平素から連携を密にし、救急救助体制の整備を図るものとする。

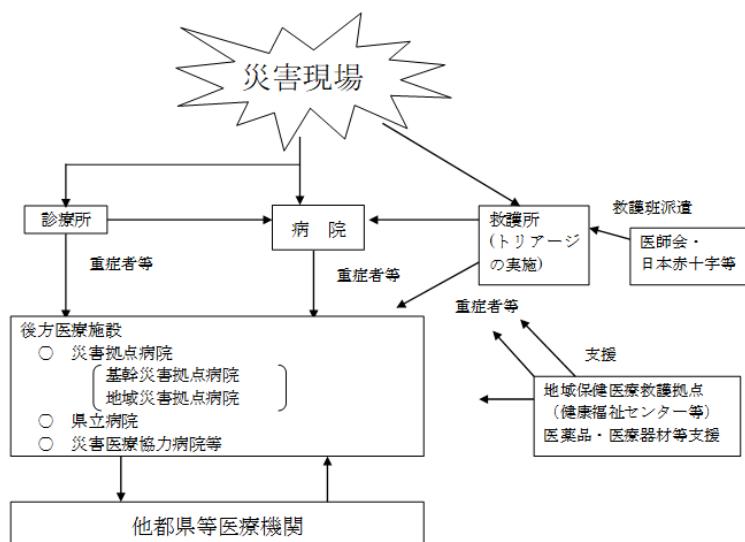
また、N B C 攻撃による負傷者が出了場合には、消防機関又は救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市は、国及び県の防護服等資機材の整備状況を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

2 傷病者搬送体制の整備

県は、医療機関及び消防局と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備することとされている。以下に県において記述されている「武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ」を示す。

なお、消防局においては、大規模事故体制のもと有効資機材等を活用し、トリアージ、応急処置等を実施したあと、適応病院へ搬送体制をとるものとする。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第5章 要配慮者の支援体制の整備 【国民保護法第9条第1項】

高齢者、障がい者、乳幼児及び外国人といつたいわゆる要配慮者は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難であることから、要配慮者に対する避難、救援及び情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する支援

市は、要配慮者について、次のとおり支援する。

- ① 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- ② 生活支援のための人材確保
- ③ 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- ④ 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- ⑤ 病状或いは障がいの状況に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
- ⑥ 避難施設又は居宅への必用な資機材の設置又は配布
- ⑦ 避難施設又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ⑧ 避難行動要支援者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとされている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

3 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなどの対策を、あらかじめ検討する。

4 外国人に対しての配慮

市は、国及び県と連携し外国語を使用したパンフレット等の広報媒体を使用し、外国人に対して、武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法 【国民保護法第43条】

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国等が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 市対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様相に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

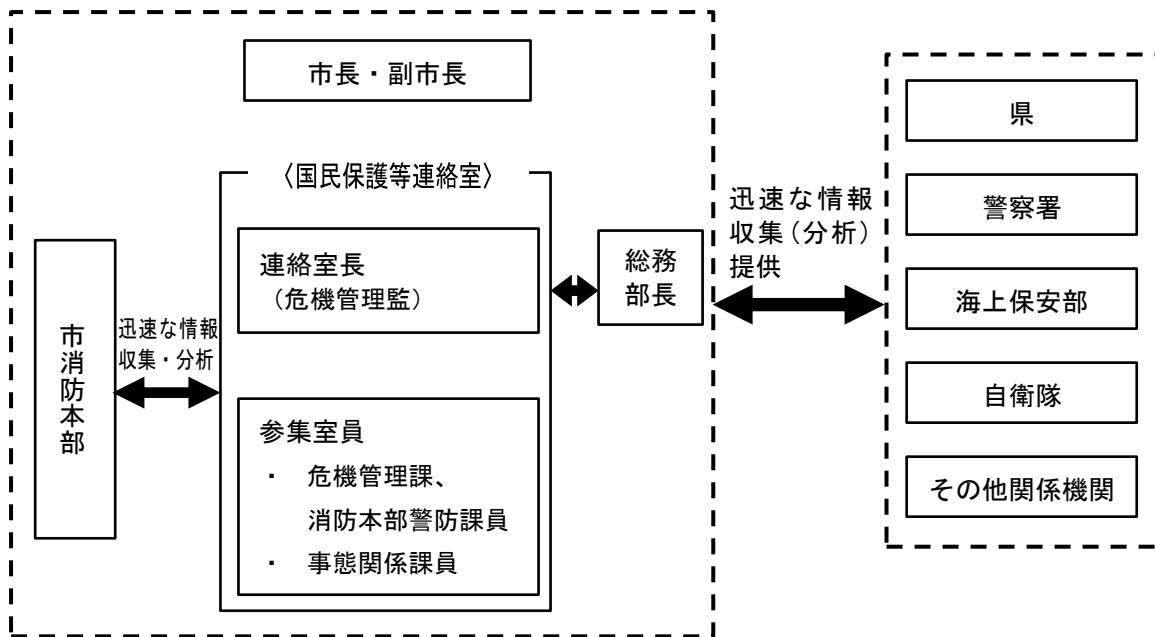
住民からの通報、その他の情報により、市の各部課室が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、副市長及び危機管理監へ報告するとともに、他の関係部課室へ連絡し、市は、必要に応じ県及びその他関係機関へ連絡する。

また、市の関係部課室は、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても、市長、副市長及び危機管理監へ迅速に報告する。

2 国民保護等連絡室の設置

- (1) 危機管理監は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合において、市として情報収集・分析を行うため国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、危機管理監など事案発時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。
- (2) 国民保護等連絡室は、警察署、消防本部、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (3) 危機管理監は、情報分析の結果、武力攻撃事態等に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

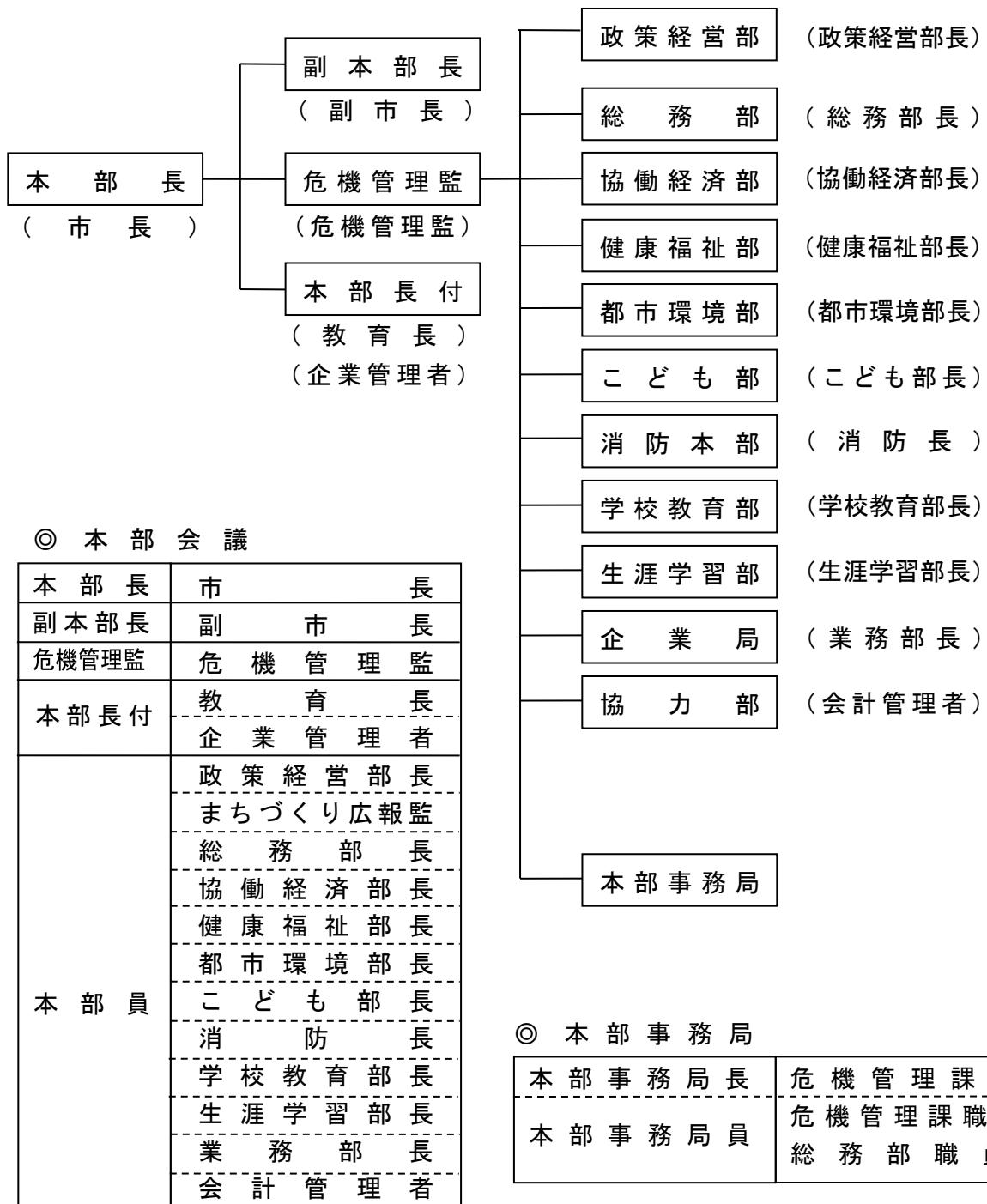
【国民保護等連絡室の組織構成図】



3 国民保護等緊急対策本部の設置

- (1) 市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部（以下「緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

【緊急対策本部の組織構成図】



※ 本部長等が職務を執れない場合は、あらかじめ定めた順位に従い代理を充てる

【緊急対策本部会議の本部事務局（補佐機能）の編成】

班の名称	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた緊急対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・緊急対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置の準備検討に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への支援要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・緊急対策本部の活動状況等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や緊急対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策本部員や緊急対策本部職員のローテーション管理（健康管理及び交代要員の手配） ・緊急対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項（仮眠場所の確保、その他物品の準備）

【緊急対策本部各部等の主な事務分掌】

部・局	課	事務分掌
政策経営部	総合政策課 財政課 広報課 秘書課 資産管理課 施設再生課	<p>1. 部内の庶務に関すること。</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>3. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>4. 災害発生時の応急財政措置に関すること。</p> <p>5. 関係機関との連絡・経費負担の調整に関すること。</p> <p>6. 応援部隊の支援（受入れ、調整、必要物品供給等）に関すること。</p> <p>7. 災害発生時の事業継続に関すること。</p> <p>8. 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>9. 災害復旧・復興本部の運営に関すること。</p> <p>10. 災害復興計画の策定に関すること。</p> <p>11. 報道機関及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>12. 災害広報に関すること。</p> <p>13. 被害状況の記録、写真・映像撮影、整理に関すること。</p> <p>14. 本部長（市長）・副本部長（副市長）の秘書に関すること。</p> <p>15. 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。</p> <p>16. 公共施設の復旧対策に関すること。</p> <p>※ 報道機関との連絡調整及び災害広報（本部長の記者会見等を含む。）に関することについては、まちづくり広報監が統括する。</p>

部・局	課	事務分掌
	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急対策本部の設置及び本部の統括、運営に関すること。 2. 本部員の動員に関すること。 3. 本部長（市長）の命令伝達に関すること。 4. 本部会議に関すること。 5. 防災行政無線に関すること。 6. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 7. 地震・気象情報の収集に関すること。 8. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 9. 地区対策支部の設置及び避難所の開設に関すること。 10. 武力攻撃事態等における国民の保護に関する計画（国民保護法）に関すること。
本部事務局 総務部	総務課 情報政策課 人事課 契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部事務局の支援（本部事務局員の動員）に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 部の職員の動員及び配置に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害対策に必要な物品の調達に関すること。 6. 本部長（市長）からの特命事項に関すること。 7. 庁内 LAN 及び住民情報システムの維持及び復旧に関すること。 8. 職員の参集及び被災状況の把握・管理に関すること。 9. 災害対策従事者名簿の作成、業務従事時間の管理に関すること。 10. 公務災害補償その他被災職員の援助に関すること。 11. 災害対策従事者の活動支援（飲料水、食料、非常用トイレ等）に関すること。 12. 災害発生時の配車に関すること。 13. 輸送車両の確保に関すること。 14. 燃料の確保に関すること。 15. 災害発生時の庁舎等施設対策に関すること。 16. 市内の停電情報等の収集・提供に関すること。 17. 市内の電話、郵便対策に関すること。

部・局	課	事務分掌
協働経済部	協働政策課 産業振興課 男女共同参画センター 市民広聴課 防犯安全課 市民課 国保年金課 税制課 市民税課 資産税課 債権管理課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時の家屋被害調査に関すること。 6. り災（被災）証明書の発行に関すること。 7. 災害発生時の食料供給に関すること。 8. 災害発生時の物資供給に関すること。 9. 救援物資の整理、保管、供給等に関すること。 10. 交通機関の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること。 11. ボランティアの対応に関すること。 12. 災害発生時における要配慮者（日本語の理解が十分でない外国人）対策に関すること。 13. 農業被害の調査、災害復旧に関すること。 14. 災害発生時の市民相談窓口及び被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の運営に関すること。 15. 炊き出し対策に関すること。 16. 行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。
健康福祉部	健康福祉政策課 健康支援課 社会福祉課 高齢者支援課 生活相談課 障がい福祉課 介護保険課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時における要配慮者（避難行動要支援者・妊産婦）対策に関すること。 6. 災害発時における福祉避難所に必要な日常生活用品、食料等の調達に関すること。 7. 福祉避難所の開設・移送に関すること。 8. 医療、救護活動（災害医療本部の運営、応急救護所の開設・運営等）に関すること。 9. 保健衛生対策（保健医療関係者による健康相談等の実施）に関すること。 10. 防疫（感染症予防）対策に関すること。 11. 災害発時の人的被害調査に関すること。 12. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 13. 行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。 14. 遺体の収容・埋葬に関すること。 15. 高齢者等の緊急保護に関すること。 16. ボランティアの対応に関すること。

部・局	課	事務分掌
都市環境部	都市政策課 環境政策課 都市計画課 建築指導課 街路整備課 道路課 住宅課 公園緑地課 都市再生課 区画整理課 クリーンセンター (クリーン推進 課・ 業務課)	<p>1. 部内の庶務に関すること。</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。</p> <p>4. 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5. 土木関係資機材の確保に関すること。</p> <p>6. 被災宅地危険度判定に関すること。</p> <p>7. 地すべり、がけ崩れ等の点検、応急対策及び復旧に関する こと。</p> <p>8. 液状化による被害の復旧に関すること。</p> <p>9. 建築物の解体に関すること。</p> <p>10. 建築物の応急危険度判定に関すること。</p> <p>11. 道路の整備及び管理に関すること。</p> <p>12. 道路、橋梁等の応急復旧に関すること。</p> <p>13. 緊急輸送路についての警察との調整に関すること。</p> <p>14. 交通安全に関すること。</p> <p>15. 障害物の除去に関すること。</p> <p>16. 応急仮設住宅の建設及び補修に関すること。</p> <p>17. 防疫（感染症予防）対策に関すること。</p> <p>18. 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関すること。</p> <p>19. ペット対策・放浪動物の捕獲に関すること。</p> <p>20. 大気、水質等環境汚染対策に関すること。</p> <p>21. 被災地における環境保全の総合調整に関すること。</p> <p>22. 被災地からのごみの収集、処理に関すること。</p> <p>23. 瓦礫の受入・処分に関すること。</p> <p>24. 谷津干潟の環境保全に係る環境省への協力及び連絡調整等 に関すること。</p> <p>25. その他災害の応急対策及び復旧に関すること。</p>
こども部	こども政策課 こども保育課 子育て支援課 児童育成課	<p>1. 部内の庶務に関すること。</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。</p> <p>4. 関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）対策に関するこ と。</p> <p>6. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）に必要な日常生活 用品、食料等の調達・整備に関すること。</p> <p>7. 所管施設の乳児、幼児、児童の避難、保護、安否確認に関 すること。</p> <p>8. 応急保育及び放課後児童会の応急開所に関すること。</p>

部・局	課	事務分掌
消防本部	消防総務課 予防課 警防課 中央消防署 東消防署	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 火災の消火活動・予防・警戒に関すること。 6. 要救助者の救出に関すること。 7. 救急・救護に関すること。 8. 被害状況調査及び報告に関すること。 9. 避難命令の伝達及び誘導に関すること。 10. ヘリポートの設置・運営に関すること。 11. 行方不明者の捜索に関すること。 12. 消防機関の相互応援に関すること。
教育委員会 学校教育部	教育総務課 学校教育課 指導課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管「施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 教育関係、災害復旧及び応急財政措置に関すること。 6. 教育関係物品の調達に関すること。 7. 学校教育関係施設における避難所の開設・運営及び避難者の把握に関すること。 8. 学校教育関係施設の応急対策及び復旧に関すること。 9. 被災児童等に対する学用品等の配分に関すること。 10. 炊出設備等の確保及び給食に関すること。 11. 学校の保健・衛生に関すること。 12. 児童等の避難、保護、安否確認に関すること。 13. 災害発生時の応急教育に関すること。
教育委員会 生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 文化財の被害状況の把握及び復旧、保護に関すること。 6. 社会教育施設等における避難所の開設・運営状況及び避難者の把握に関すること。

部・局	課	事務分掌
企業局 業務部 工務部	企業総務課 経理課 料金課 公営企画室 工務管理課 ガス水道建設課 ガス水道供給課 ガス水道保安課 下水道課 津田沼浄化センター	1. 企業局災害対策本部の設置、各業務の総括、総務に関すること。 2. 職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 広報に関すること。 6. ガス・水道・下水道の通報、問い合わせ受付に関すること。 7. 需要家広報、報道機関等との連絡調整に関すること。 8. 資材・原燃料等の確保に関すること。 9. 施設・設備等の応急復旧計画の作成及び復旧に関すること。 10. 応急復旧の記録及び管理に関すること。 11. 供給再開計画に関すること。 12. 応急給水計画並びに応急給水に関すること。 13. ガスの閉栓及び記録に関すること。 14. 下水道、下水処理施設等の災害復旧に関すること。
協力部	会計課 選挙管理委員会 事務局 監査事務局 農業委員会事務局 議会事務局	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 災害発生時の会計・出納対策及び指定金融機関の対応等に関すること。 5. 市議会議員及び各行政委員会委員の安否確認・対応に関すること。 6. 協働経済部が行う救援物資対策の協力に関すること。 7. その他、他部局への協力に関すること。

(2) 市長は、被害状況や住民の退避状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名するものを持って充てる。

(3) 市は、緊急対策本部を設置したときは、直ちに県へ連絡する。

(4) 緊急対策本部は、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

4 事態認定前における初動措置の確保等

(1) 初動措置の確保

市は、「国民保護等連絡室」及び「緊急対策本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

なお、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(2) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 市対策本部への移行に要する調整

(1) 国民保護等連絡室又は緊急対策本部の廃止

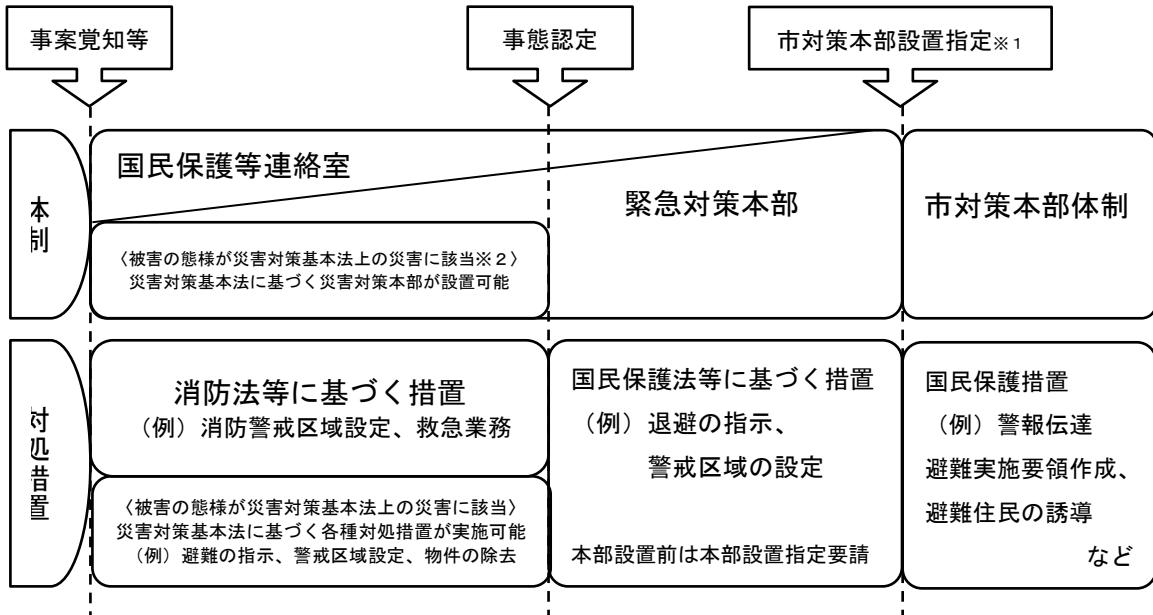
「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

なお、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所用の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

【災害対策基本法との関係】



※ 1 事態認定と国民保護対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

6 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、既に設置した「国民保護等連絡室」を廃止し「緊急対策本部」を速やかに設置して新たな体制に移行するなど、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順 【国民保護法第27条】

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に「国民保護等連絡室」又は「緊急対策本部」を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、「習志野市災害対策本部防災組織伝達網」等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎3階会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎3階会議室に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

【市対策本部の代替施設の指定】

	代替施設
第1順位	市庁舎3階
第2順位	消防庁舎3階
第3順位	東消防署1階

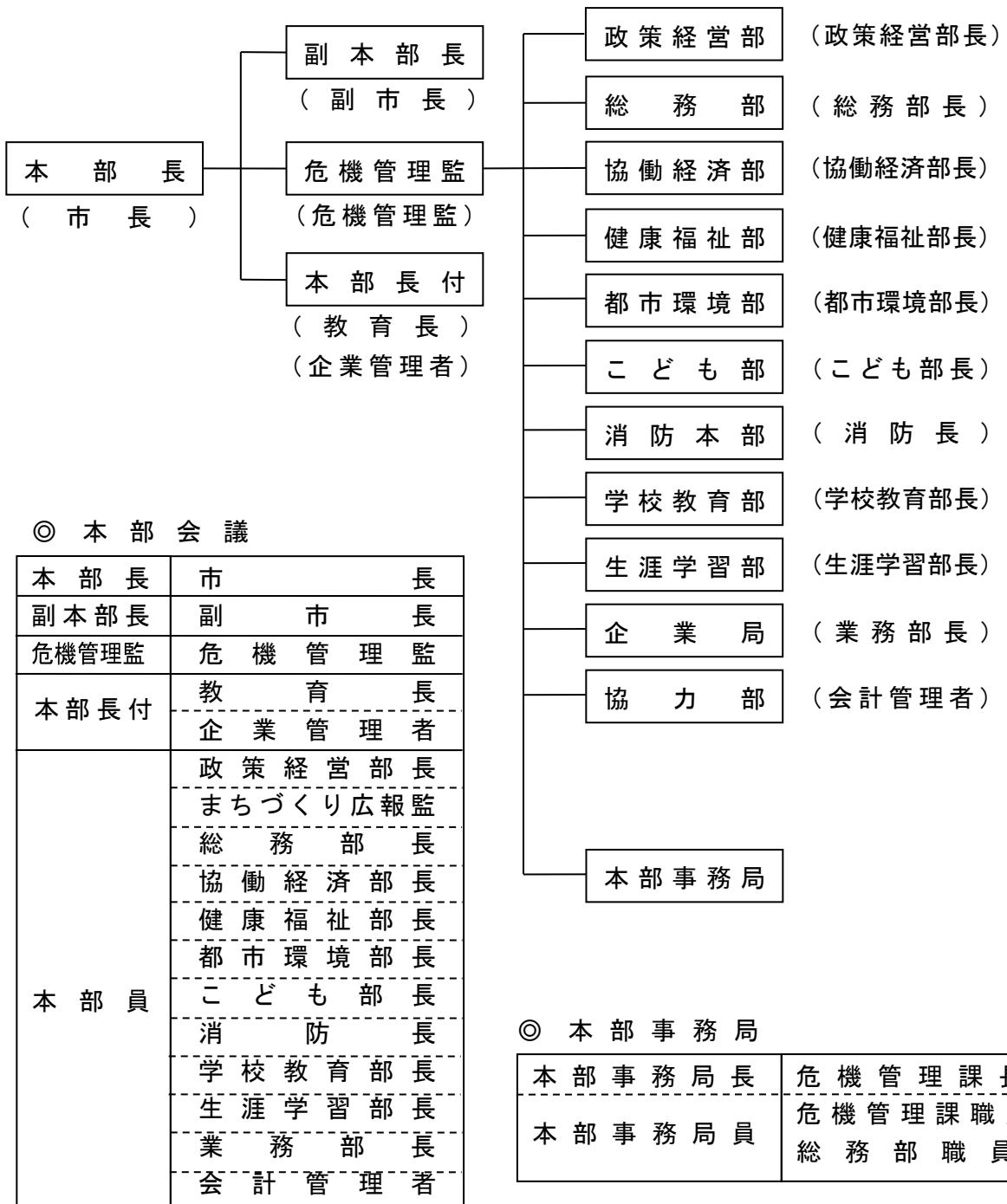
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等 【国民保護法第26条第2項】

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能 【国民保護法第28条】

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成図】



※ 本部長等が職務を執れない場合は、あらかじめ定めた順位に従い代理を充てる

【市対策本部会議の本部事務局（補佐機能）の編成】

班の名称	機能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策本部会議の運営に関する事項 ・情報通信班が収集した情報を踏まえた緊急対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・緊急対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行う国民保護措置の準備検討に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への支援要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 ・緊急対策本部の活動状況等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況や緊急対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策本部員や緊急対策本部職員のローテーション管理（健康管理及び交代要員の手配） ・緊急対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項（仮眠場所の確保、その他物品の準備）

【本部会議における武力攻撃事態の所掌事務】

- 1 国民保護措置全体にわたる市の対処基本方針に関すること。
- 2 市対策本部に関すること。
- 3 避難の指示の伝達に関すること。
- 4 警報・緊急通報の伝達に関すること。
- 5 避難住民の受入に関すること。
- 6 退避の指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 7 事前措置、応急公用負担の指示に関すること。
- 8 救援の実施又は補助に関すること。
- 9 現地対策本部の設置に関すること。
- 10 国、県、他市町村及び公共機関等に対する応援又は応援等の要請に関すること。
- 11 自衛隊に対する国民保護等派遣要請に関すること。
- 12 国民保護に関わる県、自衛隊及び関係機関との連携、調整に関すること。
- 13 避難・復帰実施要領に関すること。
- 14 特殊標章等の交付、許可に関すること。
- 15 本部の通信情報の総括に関すること。
- 16 武力攻撃等の災害情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- 17 国民保護措置時における広報活動に関すること。
- 18 写真等による情報の収集及び記録に関すること。
- 19 報道機関への連絡態勢に関すること。
- 20 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

【市対策本部各部等の主な事務分掌】

部・局	課	事務分掌
政策経営部	総合政策課 財政課 広報課 秘書課 資産管理課 施設再生課	<p>1. 部内の庶務に関すること。</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>3. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>4. 災害発生時の応急財政措置に関すること。</p> <p>5. 関係機関との連絡・経費負担の調整に関すること。</p> <p>6. 応援部隊の支援（受入れ、調整、必要物品供給等）に関すること。</p> <p>7. 災害発生時の事業継続に関すること。</p> <p>8. 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。</p> <p>9. 災害復旧・復興本部の運営に関すること。</p> <p>10. 災害復興計画の策定に関すること。</p> <p>11. 報道機関及び各部との連絡調整に関すること。</p> <p>12. 災害広報に関すること。</p> <p>13. 被害状況の記録、写真・映像撮影、整理に関すること。</p> <p>14. 本部長（市長）・副本部長（副市長）の秘書に関すること。</p> <p>15. 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。</p> <p>16. 公共施設の復旧対策に関すること。</p> <p>※ 報道機関との連絡調整及び災害広報（本部長の記者会見等を含む。）に関することについては、まちづくり広報監が統括する。</p>

部・局	課	事務分掌
	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び本部の統括、運営に関すること。 2. 本部員の動員に関すること。 3. 本部長（市長）の命令伝達に関すること。 4. 本部会議に関すること。 5. 防災行政無線に関すること。 6. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 7. 地震・気象情報の収集に関すること。 8. 関係機関及び各部との連絡調整に関すること。 9. 地区対策支部の設置及び避難所の開設に関すること。 10. 災害救助法に関すること。
本部事務局 総務部	総務課 情報政策課 人事課 契約検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部事務局の支援（本部事務局員の動員）に関すること。 2. 部内の庶務に関すること。 3. 部の職員の動員及び配置に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害対策に必要な物品の調達に関すること。 6. 本部長（市長）からの特命事項に関すること。 7. 庁内 LAN 及び住民情報システムの維持及び復旧に関すること。 8. 職員の参集及び被災状況の把握・管理に関すること。 9. 災害対策従事者名簿の作成、業務従事時間の管理に関すること。 10. 公務災害補償その他被災職員の援助に関すること。 11. 災害対策従事者の活動支援（飲料水、食料、非常用トイレ等）に関すること。 12. 災害発生時の配車に関すること。 13. 輸送車両の確保に関すること。 14. 燃料の確保に関すること。 15. 災害発生時の庁舎等施設対策に関すること。 16. 市内の停電情報等の収集・提供に関すること。 17. 市内の電話、郵便対策に関すること。

部・局	課	事務分掌
協働経済部	協働政策課 産業振興課 男女共同参画センター 市民広聴課 防犯安全課 市民課 国保年金課 税制課 市民税課 資産税課 債権管理課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時の家屋被害調査に関すること。 6. り災（被災）証明書の発行に関すること。 7. 災害発生時の食料供給に関すること。 8. 災害発生時の物資供給に関すること。 9. 救援物資の整理、保管、供給等に関すること。 10. 交通機関の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること。 11. ボランティアの対応に関すること。 12. 災害発生時における要配慮者（日本語の理解が十分でない外国人）対策に関すること。 13. 農業被害の調査、災害復旧に関すること。 14. 災害発生時の市民相談窓口及び被災者総合相談窓口（生活再建支援窓口）の運営に関すること。 15. 炊き出し対策に関すること。 16. 行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。
健康福祉部	健康福祉政策課 健康支援課 社会福祉課 高齢者支援課 生活相談課 障がい福祉課 介護保険課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 災害発生時における要配慮者（避難行動要支援者・妊産婦）対策に関すること。 6. 災害発時における福祉避難所に必要な日常生活用品、食料等の調達に関すること。 7. 福祉避難所の開設・移送に関すること。 8. 医療、救護活動（災害医療本部の運営、応急救護所の開設・運営等）に関すること。 9. 保健衛生対策（保健医療関係者による健康相談等の実施）に関すること。 10. 防疫（感染症予防）対策に関すること。 11. 災害発時の人的被害調査に関すること。 12. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること。 13. 行方不明者の情報収集・帳票作成に関すること。 14. 遺体の収容・埋葬に関すること。 15. 高齢者等の緊急保護に関すること。 16. ボランティアの対応に関すること。

部・局	課	事務分掌
都市環境部	都市政策課 環境政策課 都市計画課 建築指導課 街路整備課 道路課 住宅課 公園緑地課 都市再生課 区画整理課 クリーンセンター (クリーン推進 課・ 業務課)	<p>1. 部内の庶務に関すること。</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関すること。</p> <p>3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関するこ</p> <p>4. 関係機関との連絡調整に関するこ</p> <p>5. 土木関係資機材の確保に関するこ</p> <p>6. 被災宅地危険度判定に関するこ</p> <p>7. 地すべり、がけ崩れ等の点検、応急対策及び復旧に関するこ</p> <p>8. 液状化による被害の復旧に関するこ</p> <p>9. 建築物の解体に関するこ</p> <p>10. 建築物の応急危険度判定に関するこ</p> <p>11. 道路の整備及び管理に関するこ</p> <p>12. 道路、橋梁等の応急復旧に関するこ</p> <p>13. 緊急輸送路についての警察との調整に関するこ</p> <p>14. 交通安全に関するこ</p> <p>15. 障害物の除去に関するこ</p> <p>16. 応急仮設住宅の建設及び補修に関するこ</p> <p>17. 防疫（感染症予防）対策に関するこ</p> <p>18. 仮設トイレの設置、し尿の収集・処理に関するこ</p> <p>19. ペット対策・放浪動物の捕獲に関するこ</p> <p>20. 大気、水質等環境汚染対策に関するこ</p> <p>21. 被災地における環境保全の総合調整に関するこ</p> <p>22. 被災地からのごみの収集、処理に関するこ</p> <p>23. 瓦礫の受入・処分に関するこ</p> <p>24. 谷津干潟の環境保全に係る環境省への協力及び連絡調整等に関するこ</p> <p>25. その他災害の応急対策及び復旧に関するこ</p>
こども部	こども政策課 こども保育課 子育て支援課 児童育成課	<p>1. 部内の庶務に関するこ</p> <p>2. 部の職員の動員及び配置に関するこ</p> <p>3. 所管施設の被害状況の把握及び災害復旧に関するこ</p> <p>4. 関係機関との連絡調整に関するこ</p> <p>5. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）対策に関するこ</p> <p>6. 災害発生時における要配慮者（乳幼児）に必要な日常生活用品、 食料等の調達・整備に関するこ</p> <p>7. 所管施設の乳児、幼児、児童の避難、保護、安否確認に関するこ</p> <p>8. 応急保育及び放課後児童会の応急開所に関するこ</p>

部・局	課	事務分掌
消防本部	消防総務課 予防課 警防課 中央消防署 東消防署	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 火災の消火活動・予防・警戒に関すること。 6. 要救助者の救出に関すること。 7. 救急・救護に関すること。 8. 被害状況調査及び報告に関すること。 9. 避難命令の伝達及び誘導に関すること。 10. ヘリポートの設置・運営に関すること。 11. 行方不明者の捜索に関すること。 12. 消防機関の相互応援に関すること。
教育委員会 学校教育部	教育総務課 学校教育課 指導課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 教育関係、災害復旧及び応急財政措置に関すること。 6. 教育関係物品の調達に関すること。 7. 学校教育関係施設における避難所の開設・運営及び避難者の把握に関すること。 8. 学校教育関係施設の応急対策及び復旧に関すること。 9. 被災児童等に対する学用品等の配分に関すること。 10. 炊出設備等の確保及び給食に関すること。 11. 学校の保健・衛生に関すること。 12. 児童等の避難、保護、安否確認に関すること。 13. 災害発生時の応急教育に関すること。
教育委員会 生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 文化財の被害状況の把握及び復旧、保護に関すること。 6. 社会教育施設等における避難所の開設・運営状況及び避難者の把握に関すること。

部・局	課	事務分掌
企業局 業務部 工務部	企業総務課 経理課 営業料金課 公営企画室 工務管理課 ガス水道建設課 ガス水道供給課 ガス水道保安課 下水道課 津田沼浄化センター	1. 企業局災害対策本部の設置、各業務の総括、総務に関すること。 2. 職員の動員及び配置に関すること。 3. 所管施設の被害状況の把握に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 広報に関すること。 6. ガス・水道・下水道の通報、問い合わせ受付に関すること。 7. 需要家広報、報道機関等との連絡調整に関すること。 8. 資材・原燃料等の確保に関すること。 9. 施設・設備等の応急復旧計画の作成及び復旧に関すること。 10. 応急復旧の記録及び管理に関すること。 11. 供給再開計画に関すること。 12. 応急給水計画並びに応急給水に関すること。 13. ガスの閉栓及び記録に関すること。 14. 下水道、下水処理施設等の災害復旧に関すること。
協力部	会計課 選挙管理委員会 事務局 監査事務局 農業委員会事務局 議会事務局	1. 部内の庶務に関すること。 2. 部の職員の動員及び配置に関すること。 3. 関係機関との連絡調整に関すること。 4. 災害発生時の会計・出納対策及び指定金融機関の対応等に関すること。 5. 市議会議員及び各行政委員会委員の安否確認・対応に関すること。 6. 協働経済部が行う救援物資対策の協力に関すること。 7. その他、他部局への協力に関すること。

(4) 市対策本部における広報等 【国民保護法第8条】

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、ホームページ、メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

なお、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し支援を要する者に対しても、確実に情報伝達できるように配慮する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

④ 関係する報道機関

[関係報道機関一覧]

名 称	連 絡 先
〇〇〇放送	(電話、FAX、電子メールアドレス)
〇〇新聞	・ ・ ・ ・
・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・

(5) 市現地対策本部の設置 【国民保護法第28条第8項】

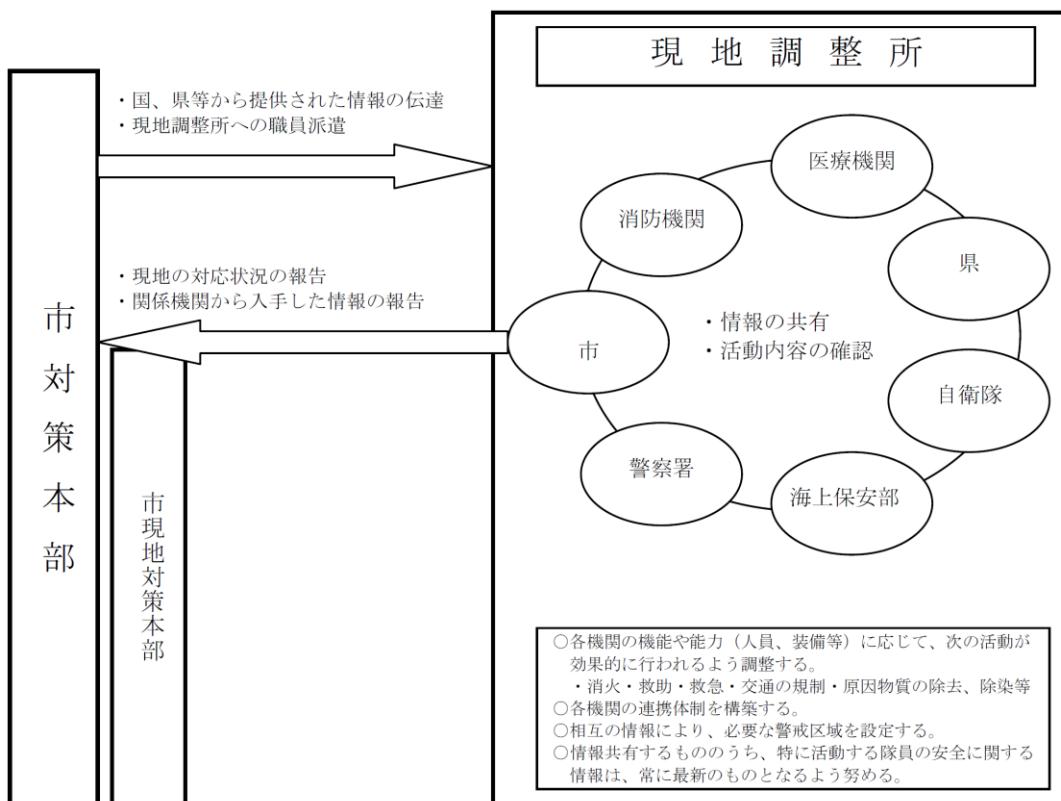
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成例】



【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う。）。
- ② 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限行使することを可能とする。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことを可能とする。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

(7) 市対策本部長の権限 【国民保護法第29条】

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止 【国民保護法第30条】

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

なお、国・県の対策本部長による総合調整が行われ、市が関係する場合には、その総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請 【国民保護法第16条第4項】

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

【国民保護法第16条第5項】

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 【国民保護法第21条第3項】

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする千葉地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする東部方面総監、海上自衛隊にあっては市の区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては市の区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求 【国民保護法第17条第1項】

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求 【国民保護法第18条】

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託 【国民保護法第19条】

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

【国民保護法第151・152・153条】

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。
- (3) 市の委員会及び委員は、(1)の職員の派遣の要請並びに(2)の職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、市長に協議する。
- (4) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるとして、他の地方公共団体の長等から職員の派遣の要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等 【国民保護法第17条第1項、第19条】

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等 【国民保護法第21条第2項】

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援 【国民保護法第4条第3項】

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等 【国民保護法第4条第3項】

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努める。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

市が、被災地・避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請 【国民保護法第4条第1・2項】

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 避難住民の誘導（国民保護法第70条第1項）
- 避難住民等の救援（国民保護法第80条第1項）
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（国民保護法第115条第1項）
- 保健衛生の確保（国民保護法第123条第1項）

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等 【国民保護法第47条第1項】

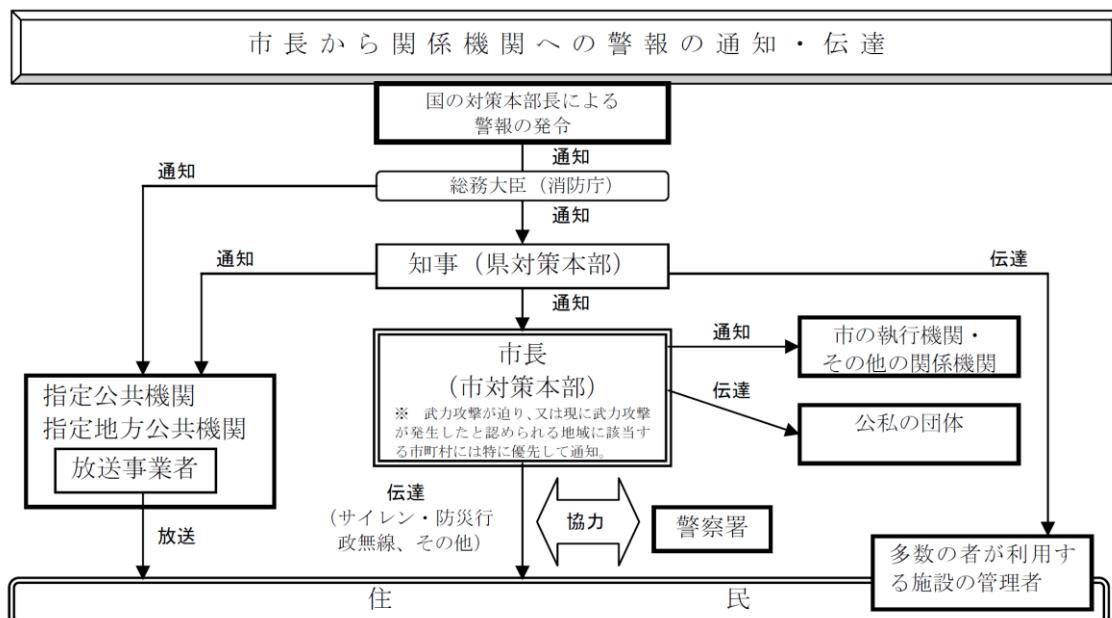
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.narashino.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 警報の通知・伝達の流れを図示すれば、下記のとおりである。



2 警報の内容の伝達方法 【国民保護法第47条第2・3項】

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

- ③ 警報の内容の伝達手段は、次のとおりとする。

ア サイレン

イ 防災行政無線

ウ 自治会、自主防災組織を通じての伝達

エ 広報車

オ ホームページ

カ ファクシミリなど

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配意する。

また、市は、警察署の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

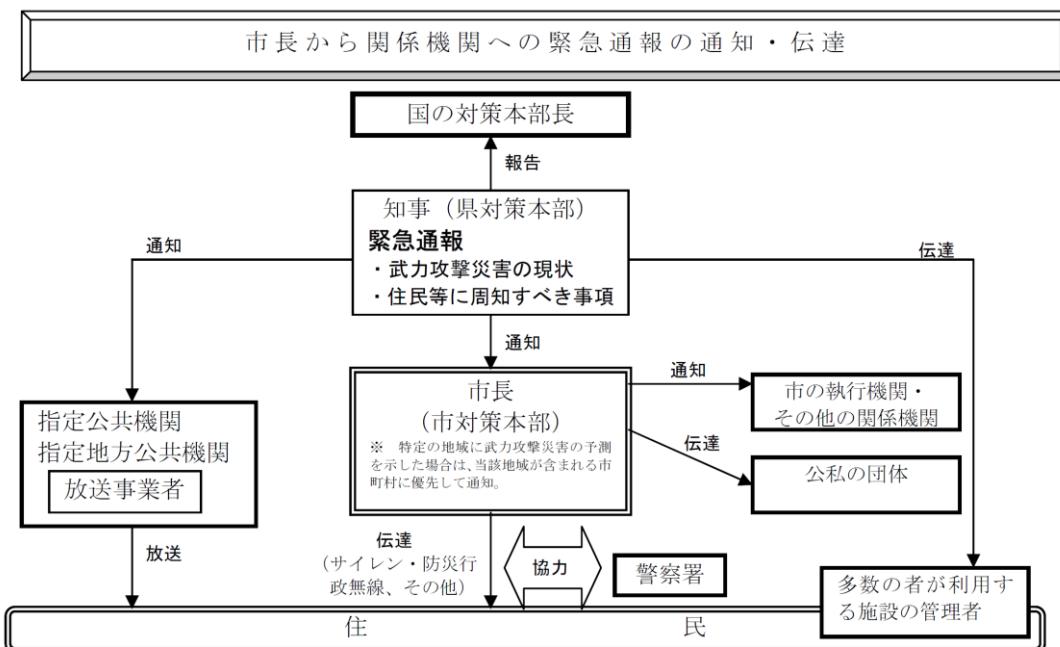
(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の

場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知 【国民保護法第100条第2項】

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため、知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

※ 緊急通報の通知・伝達の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※ 市長は、ホームページに緊急通報の内容を掲載。
※ 緊急通報の伝達に当たっては、防災行政無線などにより行う。

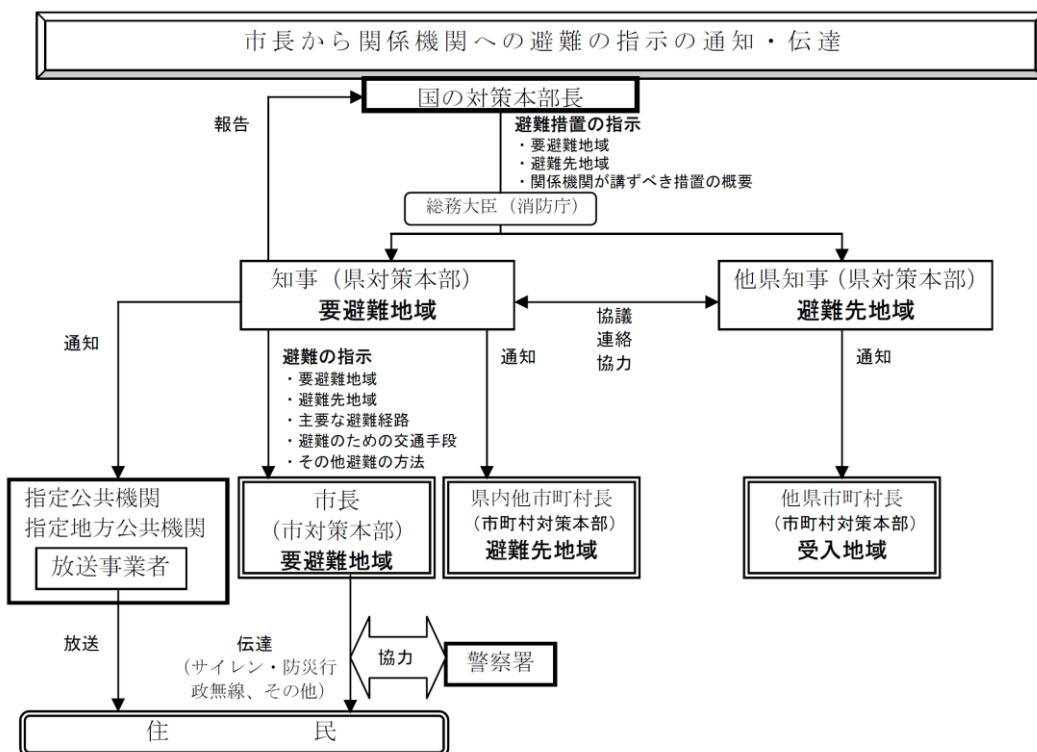
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達 【国民保護法第54条第1・4項】

- ① 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。
また、市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し、その内容を通知する。

※ 避難の指示の通知・伝達の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※ 市長は、上図のほか、市の執行機関・その他の関係機関に通知する。また、公私の団体に伝達する。

※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

※ 県の区域を越える避難の場合において、本市が避難住民の受入地域となるときは、必要に応じ都道府県間の協議に参加する。

2 避難実施要領の策定 【国民保護法第61条】

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のひな型を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示すると共に、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障がい者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。
- ⑬ 要支援者の避難方法の決定
避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）	
千葉県習志野市長 ○月○日○時現在	
<p>1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法 習志野市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。</p> <p>(1) 習志野市のA 1 地区の住民は、B 市のB 1 地区にあるB 市立B 1 高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。</p> <p>【避難経路及び避難手段】</p> <p>○ 避難の手段（バス・鉄道・その他）</p> <p>バスの場合：習志野市A 1 地区の住民は、市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。 集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B 市立B 1 高校体育館に避難する。</p> <p>鉄道の場合：習志野市A 1 地区の住民は、○○鉄道△△線A A 駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はA A 通りを使用すること。 集合後は、○日○時○分発B 市B 1 駅行きの電車で避難する。B 市B 1 駅到着後は、B 市職員及びA 市職員の誘導にしたがって、主に徒歩でB 市立B 1 高校体育館に避難する。 以下略 . . .</p> <p>(2) 習志野市A 2 地区の住民は、B 市B 2 地区にあるB 市立B 2 中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。 以下略 . . .</p> <p>2 避難住民の誘導の実施方法</p> <p>(1) 職員の役割分担 避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。</p>	

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難を行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

習志野市対策本部 担当 △山○男

T E L 047-×××-××× (内線 ×××)

F A X 047-×××-×××

· · · · · 以下略 · · ·

(3) 避難行動要支援者に対する留意事項

市は、県と連携し避難行動要支援者に対し優先的に避難誘導にあたるものとする。

また、自主防災組織や自治会ほか地域住民へも、福祉関係者と連携し、避難行動要支援者の避難誘導の円滑な実施への協力を要請する。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

○ 市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

○ この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

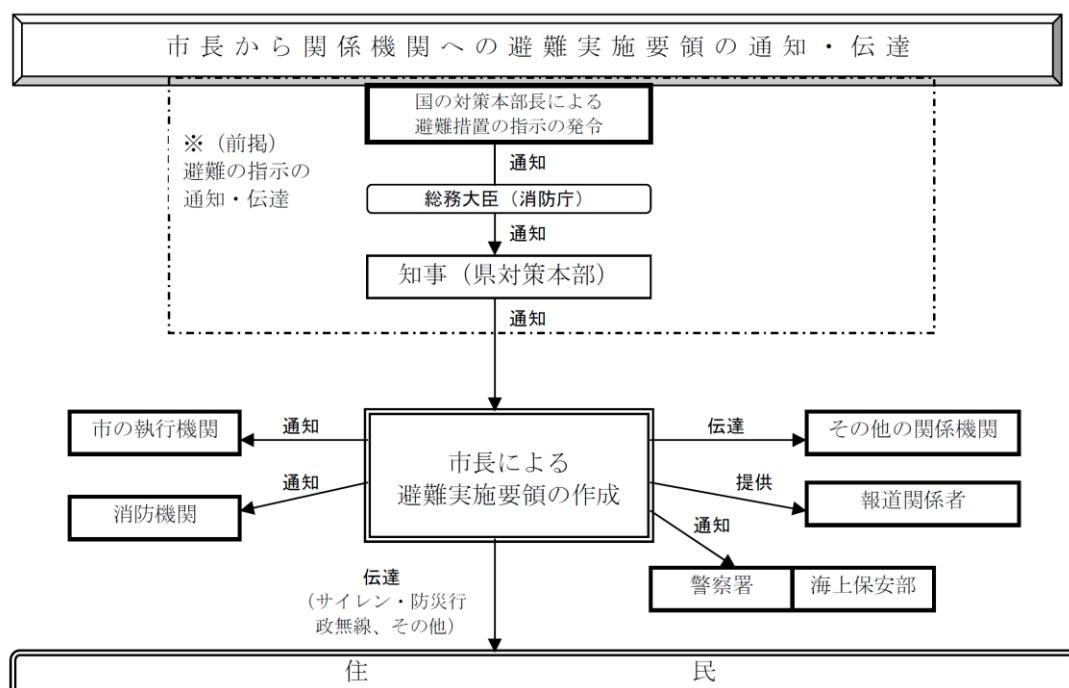
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、警報の内容の伝達の手段を活用し、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※ 避難実施要領の通知・伝達の流れを図示すれば、下記のとおりである。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導 【国民保護法第62条第1項】

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難先地域において住民の受入れが完了するまで、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携 【国民保護法第63・64・66条】

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

なお、避難住民を誘導する者は、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他の関係者に対し、必要な警告又は指示を行うことができる。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供 【国民保護法第62条第6項】

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況など必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

- ① 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。
- ② また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市長は、避難住民の誘導に関して、県の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、知事に対して、避難誘導の補助のための県職員派遣や避難先都道府県との調整を要請するなど、県と連携を密に対応する。

(12) 避難住民の運送の求め等 【国民保護法第71・72条】

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。その際、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮する。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 大規模な市民の避難

大規模な市民の避難の必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

市長は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って対応する。

(14) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者及び滞留旅客が多数発生した場合、市は避難施設等の必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

また、市は、帰宅困難者等への対応について県及び隣接市と連携を図る。

(15) 避難住民の復帰のための措置 【国民保護法第69条】

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(16) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

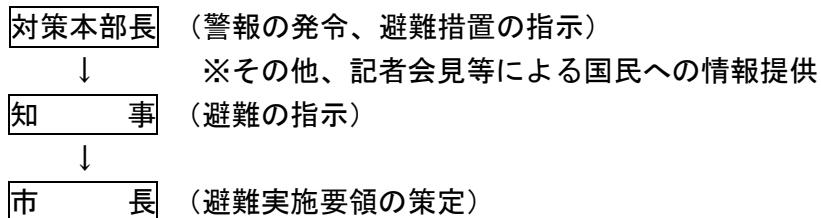
【想定される事態類型と避難上の留意点】

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、国内のどこでも着弾の可能性があり得るものとして、市としても対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び警察署からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間において突発的事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられるところから、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

N B C攻撃の場合

N B C攻撃の場合の避難においては、国の対策本部長が攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。一般的には、外気からの密閉性の高い屋内や、風上への避難誘導を行うこととなる。

なお、屋外にて避難誘導や避難実施要領の伝達に携わる者は、外気に触れるため危険性が高いことから、市長はこれらの者に防護服を着用させるなど、安全を図るための措置を講ずる。

第5章 救援

1 救援の実施 【国民保護法第76条】

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 死体の捜索及び処理並びに埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め 【国民保護法第79条】

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

この場合、指定公共機関又は指定地方公共機関は、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由がないのに求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては県対策本部長に対し、その旨を通知する。

また市長は、運送事業者に運送を行うよう要請するときは、当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等、その業務に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

3 救援の程度及び方法の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容 【国民保護法第75条】

(1) 収容施設の供与

① 避難所の開設等

ア 避難所の開設等

市は、本市の区域内が避難先地域となった場合、県との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

イ 市は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、警察署、海上保安部、自衛隊等関係機関に連絡する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営は、あらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された県及び本市職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織及び避難住民等の協力を得て運営する。

なお、避難所においては、避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

② 応急仮設住宅等

ア 市は、必要に応じ、建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与する。

なお、これらの住宅の建設に必要な資機材が不足し調達が困難な場合には、市長は、県に資機材の調達について支援を求める。

イ 市は、応急仮設住宅等の維持管理について、原則として県からの委託を受けて行う。

③ 公営住宅の貸与

市は、必要と認める場合には、公営住宅を避難住民等に貸与する。

④ 避難所等の安全確保 【国民保護法第89条】

市が開設した避難所等については、消防法第17条の適用除外となるため、市は、消防用設備及び維持に関する基準を定め、避難所等における災害を防止し、安全を確保する。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品等の給与又は貸与を実施する。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食品、飲料水、生活必需品等の必要量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

② 飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合においては、県と協力して、拠点給水又は車両給水を実施する。

③ 救援物資の仕分け

市は、県と連携し、あらかじめ定めた体制に基づき、救援物資を仕分けする。

④ 救援物資の運送方法等

ア 運送方法

市は、県と連携し、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。なお、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送については、市と調整の上、県が、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して要請するものとされている。

※ 国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、県は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行うものとされている。

イ 運送実施状況の把握方法

(ア) 市又は県から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次県対策本部へ報告を行う。

- (イ) 県対策本部は、運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目、数量について取りまとめ、国の対策本部及び関係する市町村対策本部へ連絡する。
- (ウ) 市対策本部は、県対策本部から受けた事項及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

⑤ 受入を希望する救援物資情報の発信

市は、県と連携し、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、県対策本部及び国の対策本部を通じ、国民に公表するよう努める。

⑥ 避難住民等を受け入れた場合の備蓄物資等の供給 【国民保護法第143条】

市長は、市の区域外から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。

⑦ 県への支援要請 【国民保護法第144条】

市長は、避難住民等の救援に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、救援を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に必要な物資又は資材の供給について支援を求める。

(3) 医療の提供及び助産

① 救急救助、傷病者の搬送

ア 消防機関の活動

(ア) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市からその状況について的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行う。

ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(イ) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して救急救助活動を実施する。

- ・ 傷病者の緊急度の見極めを行い、救命の処置を必要とする重症者を優先する
- ・ 高齢者、乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害等発生現場付近を優先する
- ・ 武力攻撃災害等発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する

(ウ) 応援の要請

市長は、市の区域内の消防機関で対処することが困難と認められる場合には、県内の他の消防機関に応援を求める。県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、知事を通じ又は必要に応じ、直接消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の応援を要請する。

イ 傷病者搬送の手順

(ア) 傷病者搬送の判定

医療救護班（下記②ア参照）又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、緊急度を見極めた上で、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(イ) 傷病者搬送の要請

- ・医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。
- ・消防機関だけで対応できない場合には、民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。
- ・市は、県と連携し、重篤患者など緊急治療が必要な場合には、必要に応じて千葉市消防ヘリコプターやドクターヘリコプターを手配するとともに、なおも必要な場合には、警察署、海上保安部、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行う。

(ウ) 傷病者の後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市、消防機関その他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、県が収容先医療機関の受け入れ体制を確認した上、搬送する。

② 医療救護班の編成と医療資機材の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

各医療機関は、あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し、派遣する。

イ 医療資機材等の調達

(ア) 医療資機材の調達

医療救護班の使用する医療資機材が不足する場合においては、市及び県に調達を要請する。要請を受けた市及び県は、備蓄用医療資機材の提供、製造販売業者への物資の売り渡し要請を行い、必要数量を確保する。

(イ) 血液の供給

県及び日本赤十字社千葉県支部は、武力攻撃災害等発生後、直ちに県内血液センター施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じるものとされている。

- ・被害の軽微な地域等に採血車を出動させ、献血を行う
- ・血液が不足する場合には、近隣の日本赤十字社の都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液の受入れを行う

なお、上記措置にあたり、市は協力をを行う。

③ 救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、あらかじめ定める方法により、医療救護所を設置する。

④ 後方医療体制の確立

ア 災害拠点病院との連携

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

イ 県立病院

全ての県立病院は、災害拠点病院に準じた後方収容機能を果たすとともに、医療救護班を設置するなど災害時医療の中核として活動する。

ウ 災害協力病院等

県は、上記ア及びイのほか県医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

エ 広域応援の要請

知事は、県内の関係機関のみでは十分な医療救護活動が困難と認めるときは、他の都道府県へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受け入れ等を要請する。

(4) 被災者の搜索及び救出

① 被災情報の把握

市は、被災情報、搜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努める。

② 被災地における搜索・救出の実施

市は、県対策本部で集約した被災情報に基づき、県、警察署、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。

③ 応援要請

ア 市長は、市の区域内の消防機関では対応が困難と認めるときには、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定に基づく消防の応援要請を行う。

イ なお、県計画では、知事は、アの措置を行っても、なお被災状況が甚大であり対応が困難と認めるときは、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請又は近隣都県の知事に対して国民保護法第12条の規定に基づく応援要請を、また、必要と認めるときには、防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請するものとされている。

④ 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。なお、県は、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保するものとされている。

(5) 死体の搜索及び処理並びに埋葬及び火葬

① 関係機関との連携

市及び消防機関は、県、警察署、海上保安部、自衛隊と相互に連携し、武力攻撃事態等において発生した死体の搜索及び処理並びに埋葬及び火葬を適切に実施する。

なお、警察署並びに海上保安部は、関係機関と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとされている。

② 死体の搜索

市は、県、警察署などの関係機関と連携し、死体の搜索を実施する。ただし、N B C攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

③ 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

ア 一時保管

市は、県が実施する検視（見分）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類の一時保管に協力する。

（注）

検視…捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分

見分…捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分

検案…医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分（埋葬に必要）

イ 検視（見分）・検案

警察官は、医師立ち会いの元、検視（見分）を行う。医師は、検案を行う。

また、必要に応じ、死体の洗浄、縫合、消毒などの処置を行う。

ウ 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請するものとされている。

エ 死体の輸送

警察官による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、県が、市、警察署、消防機関及び葬祭業取扱業者の協力を得て死体収容所へ輸送し、収容するものとされている。

オ 死体収容所（安置所）の開設

市は、県が実施する死体収容所の開設並びに死体の収容、整理、埋葬・火葬前の一時保管に協力する。

[死体収容所の開設場所]

被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など収容に適当なところ）

※ 死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

※ 死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

カ 遺留品等の整理

市は、県が実施する収容した死体の遺留品などの整理に協力する。

④ 埋葬及び火葬対策

ア 被害状況の把握

- (ア) 市は、死者数を県に報告する。
- (イ) 県は、火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況を把握するものとされている。

イ 埋葬及び火葬の実施

- (ア) 市は、県が実施する火葬に協力する。
- (イ) 当該市のみでの火葬の実施が困難な場合には、県は、受け入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請するものとされている。
- (ウ) 県内の火葬場だけで処理が困難な場合には、県は、近隣都県に火葬の応援を要請するものとされている。
- (エ) 広域火葬が必要な場合の事務処理は、「千葉県広域火葬計画」に準ずるものとする。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、県と連携し、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障がい者等への対応を行う。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県が実施する武力攻撃災害による被災住宅の応急修理に協力する。
(被災住宅を自己の資力では応急修理できない者に対し、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を実施。)

(8) 学用品の給与

市は、県が実施する就学上支障のある児童・生徒に対する、教科書、文房具、通学用品の支給に協力する。
(避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷した場合に支給。)

(9) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県が実施する武力攻撃災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に協力する。
(住居又はその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対し、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を実施。)

5 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、市、県及び関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施するものとする。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・医療関係者等からなる医療救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・内閣総理大臣により、緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、傷病者の緊急性の見極めや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- ・必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ・患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

6 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、知事から委任を受けた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次に掲げる要請等を行うことができる。ただし、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみに講ずることができることに留意する。

(1) 事業者への保管・売り渡し要請 【国民保護法第81条】

備蓄物資及び応援物資では、避難住民等の救援が十分に行われていないと認められる場合において、市長は、救援の実施に必要な物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者が取り扱うもの（以下、「特定物資」という。）について、その所有者に対し、売り渡し要請を行うことができる。

この場合において、特定物資の所有者が正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、市長は、特に必要があると認めるときに限り、特定物資を収用することができる。

なお、市長は、特定物資を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を業とする者に対して、保管を命ずることができる。

また、市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

【特定物資】

特定物資の種類は次のとおりである。

- (a) 医薬品
- (b) 食料品
- (c) 寝具
- (d) 医療機器その他衛生用品
- (e) 飲料水

- (f) 被服その他生活必需品
- (g) 収容施設に係る建設工事に必要な建設資材
- (h) 燃料
- (i) その他救援の実施に必要なものとして厚生労働大臣が定めるもの

(2) 土地等の使用に関する留意事項 【国民保護法第82条】

市長は、収容施設の供与や医療の提供を目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資を使用する必要があると認めるときは、土地等の所有者及び占有者の同意を得て、使用することができる。

なお、この場合において、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため、同意を求めることができないときは、市長は、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

(3) 公用令書の交付 【国民保護法第83条】

上記(1)及び(2)に基づき、特定物資を確保し、又は土地等を使用する処分については、市長は、公用令書を交付して行わなければならない。

ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等は、事後に交付する。

(4) 立入検査等 【国民保護法第84条】

市長は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、職員に土地若しくは家屋又は特定物資を保管する場所、特定物資若しくは救援の実施に必要な物資の所在する場所に立ち入り、土地、家屋又は特定物資若しくは救援の実施に必要な物資の状況を検査させることができる。

また、市長は、特定物資を保管させたときは、保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又は職員に特定物資を保管させてある場所に立ち入り、特定物資の保管の状況を検査させることができる。

なお、職員が立入検査を行う場合には、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならず、又当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保【国民保護法第85条】

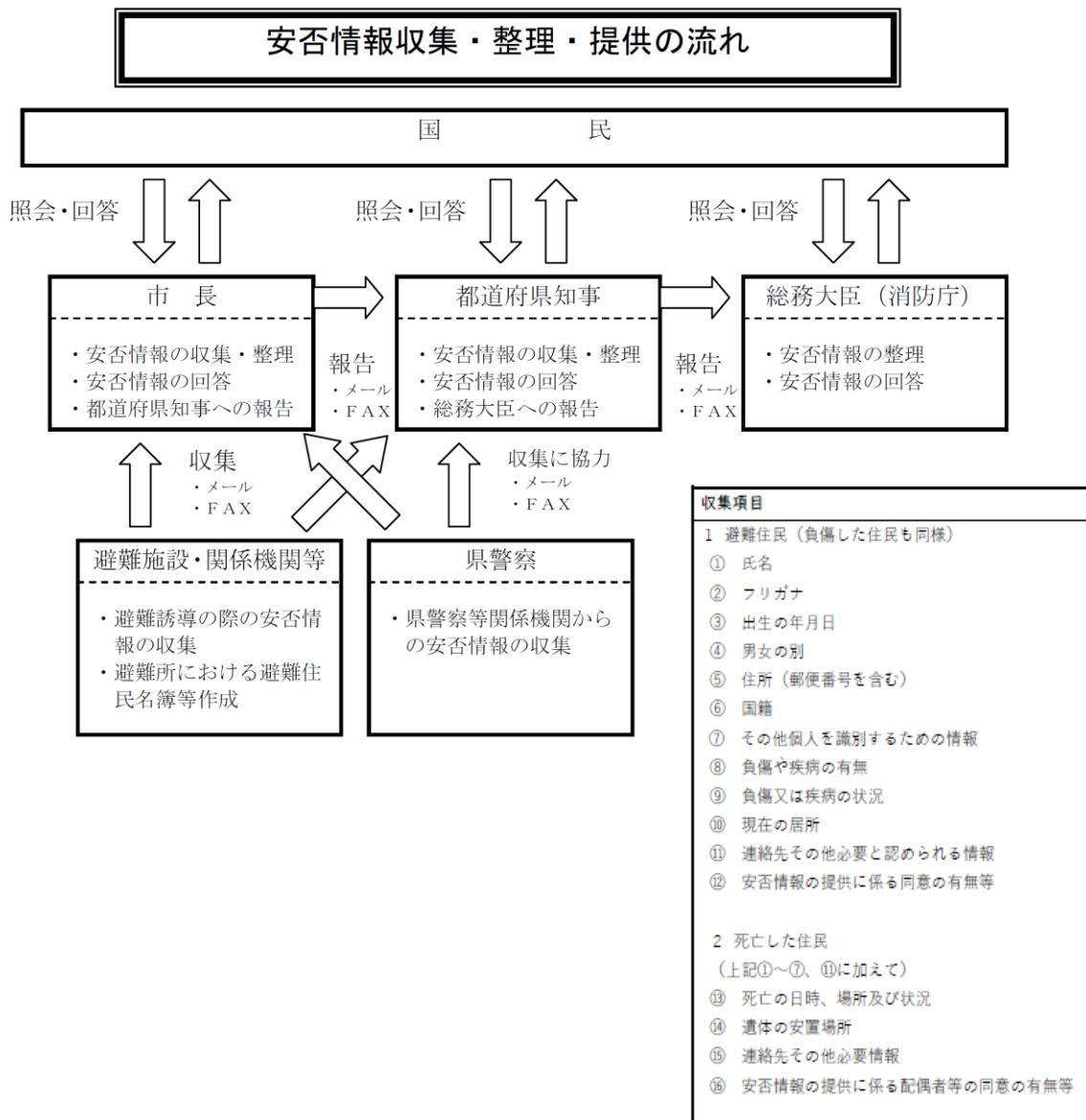
大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じないときは、市長は、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、医療を行うべきことを指示することができる。

また市長は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集 【国民保護法第94条】

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告 【国民保護法第94条】

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答 【国民保護法第95条】

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令に規定する様式第4号（安否情報照会書）に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号（安否情報回答書）により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号（安否情報回答書）により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力 【国民保護法第96条第2・3項】

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処 【国民保護法第97条第2項】

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請 【国民保護法第97条第6項】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保 【国民保護法第22条】

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報 【国民保護法第98条】

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示 【国民保護法第112条】

(1) 退避の指示

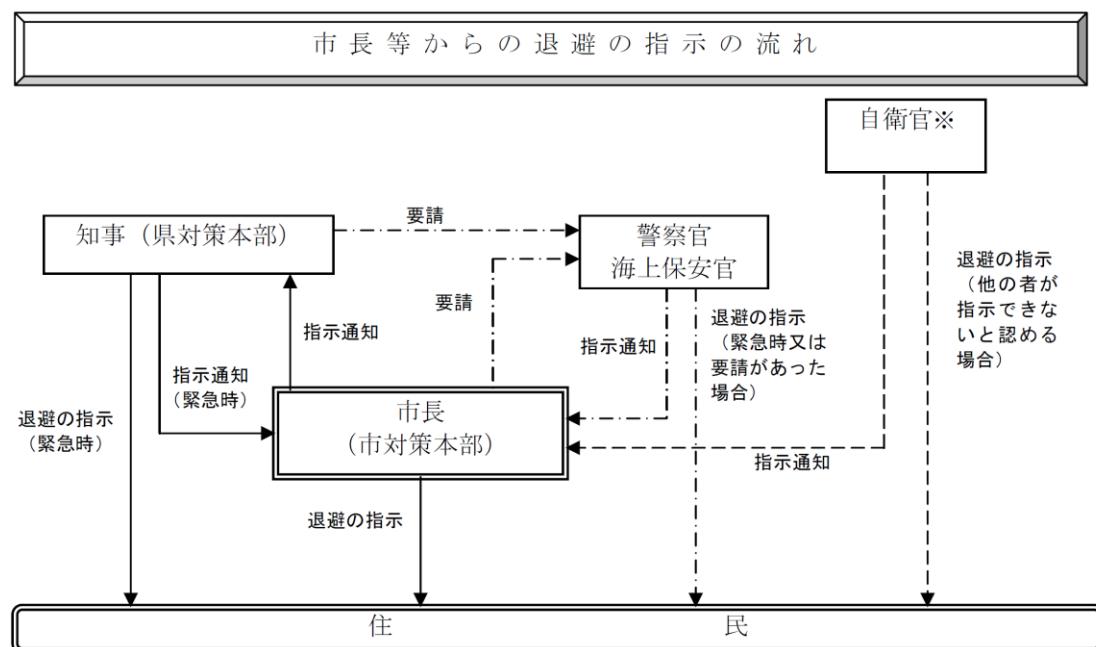
市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要があると認めるときは、その避難先を指示することができる。また、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（一例）】

- ◎ 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※ 退避の指示の流れを図示すれば、下記のとおりである。



※ 自衛官とは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官のことである。

① 屋内への退避の指示

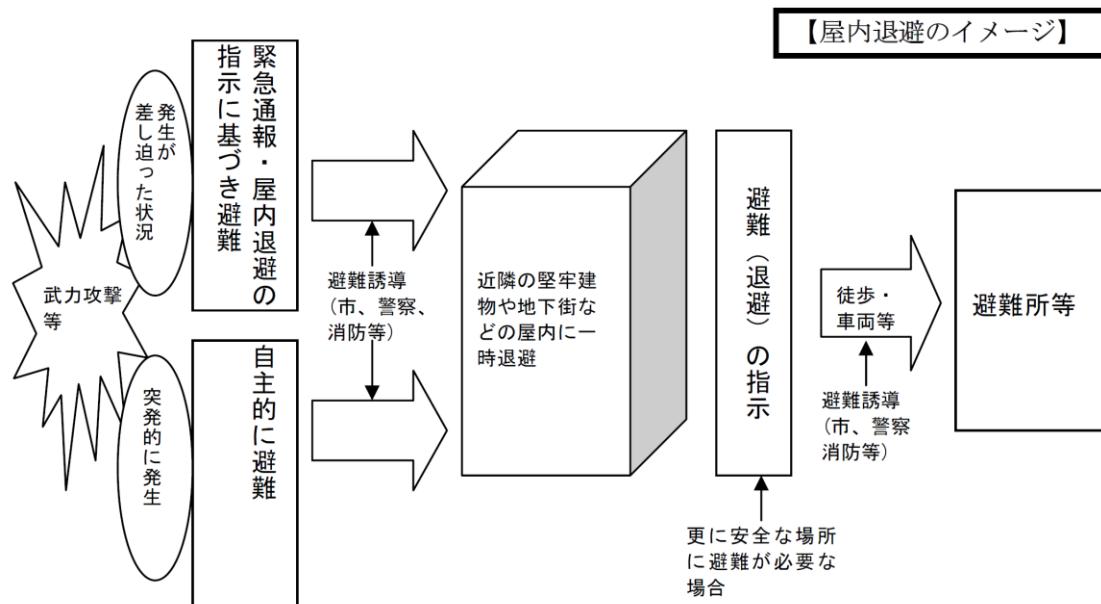
市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあるないと考えられるとき

【屋内退避の指示（一例）】

◎ 「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。



② 屋外への退避の指示

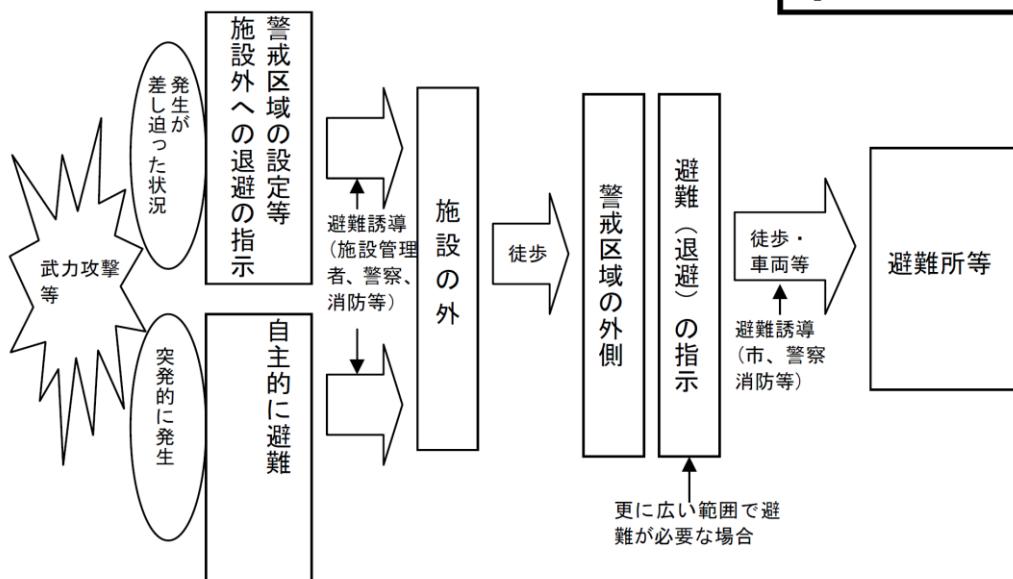
市長は、住民が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋外への退避」を指示する。「屋外への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア 駅や大規模集客施設などの施設の中で、N B C攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

【屋外退避の指示（一例）】

- ◎ ○○駅構内にいる者は、△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

【屋外退避のイメージ】



(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を市防災行政無線、広報車等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表するとともに知事に通知する。
- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等 【国民保護法第22条】

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察署及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定 【国民保護法第114条】

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察署、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置 【国民保護法第111条】

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講すべきことを指示する。

なお、警察署長又は海上保安部長等は、市町村又は県から要請があったときは、同様に指示することができるものとされている。

(2) 応急公用負担 【国民保護法第113・159条】

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

なお、応急公用負担により損失が生じたときは、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

なお、保管した工作物等の取扱いについては、災害対策基本法第64条の規定を準用する。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動 【国民保護法第97条第7項】

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、傷病者の緊急性度の見極めの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保 【国民保護法第22条】

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長又は消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、國、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保等

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保 【國民保護法第102条】

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 【國民保護法第103条】

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講じるほか、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（國民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の措置の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

なお、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限 【国民保護法第108条】

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 措置に必要な土地等への立入 【国民保護法第109条】

市長は、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは、職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお、当該職員に他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(7) 要員の安全の確保 【国民保護法第22条】

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告 【国民保護法第126条第1項、第127条第1項】

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては、消防機関、警察署、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 市は、第一報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、県と連携し、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、避難住民等の健康状態の把握、健康障がいの予防、衛生状態の改善への配慮等を行う。

また、市は、県と連携し、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

さらに、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 環境衛生対策

① ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、「災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施する。

② し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努める。避難施設等においては、県と連携し、仮設（簡易）トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行う。

また、市が、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例 【国民保護法第124条第3・4項】

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定 【国民保護法第129条】

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

また、市は、生活関連物資等の受給・価格動向等について、住民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【関係法令】

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）
- ・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）
- ・物価統制令（昭和21年勅令第118号）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等 【国民保護法第162条第2項】

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（滞納金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、県と連携し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。

(4) 生活再建資金の融資

市は、県と連携し、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な総合窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) ガス・水の安定的な供給 【国民保護法第134条】

ガス事業者である市は、関係職員の収集、ガスの供給支障の予防に必要な措置、関係機関との連携体制の確立等、武力攻撃事態等においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び下水道事業の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定にしたがって保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

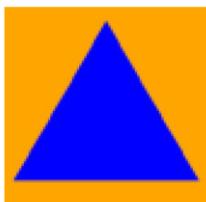
イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

【特殊標章】（オレンジ色地に青の正三角形）



(表面)	【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型】			(裏面)
 (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	 身分証明書 IDENTITY CARD			
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel				
氏名/Name 生年月日/Date of birth				
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月 12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネ ーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議 定書（議定書I）によって保護される。 <small>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small> <small>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority</small> 有効期間の満了日/Date of expiry				
身長/Height 眼の色/Eyes 頭髪の色/Hair				
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type				
<small>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</small>				
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder		

(日本産業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理 【国民保護法第158条第2項】

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させるとともに、適切な管理を行う。

① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

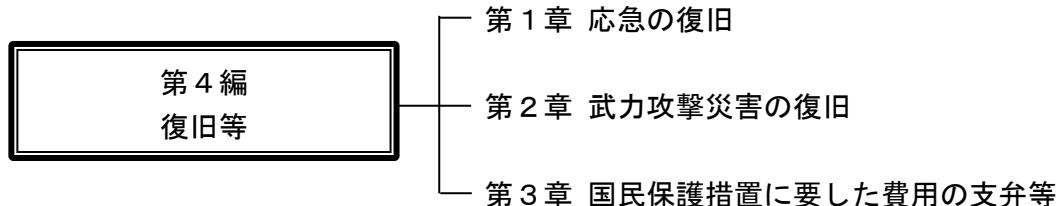
② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等



第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 【国民保護法第139条】

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請 【国民保護法第140条】

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧 【国民保護法第139条】

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理する道路等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

また、市は、武力攻撃災害発生時に円滑な対応が図られるよう、施設の応急の復旧に関する、あらかじめライフライン事業者間の広域応援体制の整備に努める。

(2) 市は、避難住民の運送及び緊急物資の運送のための輸送路を効率的に確保するため、関係する他の道路管理者等の公共的施設の管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧 【国民保護法第141条】

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、住民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、市、県及び指定地方公共機関は、相互に連携を図りながら、これらの施設の復旧が迅速に行われるよう努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法 【国民保護法第168条】

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償 【国民保護法第159条第1項】

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償 【国民保護法第160条第1項】

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん 【国民保護法第161条第2項】

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 国民保護措置に要した費用の支弁に係る県との調整

(1) 県が市の国民保護措置を代行した場合の費用の支弁 【国民保護法第166条】

武力攻撃災害により事務の実施が困難となった市町村において、国民保護措置等が実施された場合の費用については、県が支弁することとされている。

(2) 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁 【国民保護法第167条】

国民保護法第76条第1項（市町村長による救援の実施等）の規定により救援に関する事務を市町村が行った際の費用は、県が支弁することとされている。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、県の求めに応じ、市は、一時的に立て替え支弁するものとする。

(3) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の費用の支弁 【国民保護法第165条】

市は、国民保護措置等の実施において、他の地方公共団体の応援を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁する。

なお、当該応援を受けて、当該応援に要した費用を支弁するいとまがないときは、当該応援をした地方公共団体に対し、費用の一時立て替え支弁を求めることができる。

第5編 緊急対処事態への対処

第5編
緊急対処事態への対処

- 1 緊急対処事態
- 2 平素からの備え
- 3 市緊急対処事態対策本部等
- 4 緊急対処保護措置の実施
- 5 緊急対処事態への対処上の留意点

第5編 緊急対処事態への対処

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

1 緊急対処事態

緊急対処事態とは、大規模なテロなど武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

以下、第1編第5章2において緊急対処事態として対象とする事態を再掲する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - 危険物積載船への攻撃
 - ダムの破壊
 - 原子力事業所等の破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破
- 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - 水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※ 上記の事態の特徴等については、基本指針に基づき資料編に記載。

2 平素からの備え

(1) 関係機関によるネットワーク等の構築と活用

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行うまでの知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめ関係機関とネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保する。

また、市は、警察署、消防本部、自衛隊、海上保安部等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実働面等の強化に努める。

(2) 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずる。

(3) 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県と関係機関とで共有する。

なお、対処マニュアルの作成又は見直しに当たっては、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意する。

- ① 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- ② 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- ③ 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防除、無害化等に関する措置
- ④ 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

3 市緊急対処事態対策本部等 【国民保護法第183条】

突発的に上記事態等が発生した場合、国による事態認定及び市対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、国民保護等連絡室、緊急対策本部、市災害対策本部の何れかを設置し、必要に応じて、災害対策基本法等に基づく、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置などを行う。

その後、国による事態認定が行われ、市緊急対処事態対策本部の設置指定があったときは、設置済の国民保護等連絡室等を廃止するとともに速やかに、市は、市緊急対処事態対策本部を設置し、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。

4 緊急対処保護措置の実施 【国民保護法第178条】

(1) 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項 【国民保護法第183条】

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第3編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。

武力攻撃事態	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
国民保護対策本部（長）	緊急対処事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃

(2) 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

- ① 国の緊急対処事態対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を決定し、この地域に対して警報を発令する。
- ② 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国の緊急対処事態対策本部長が決定する警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を伝達、通知すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者、対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関など）に対し、警報の内容を伝達、通知する。
- ③ 緊急対処事態における警報の伝達、通知、解除等については、上記によるほか、本計画第3編第4章に定める警報の伝達等に準じて、これを行う。

5 緊急対処事態への対処上の留意点

(1) 特殊標章等の標章の取扱い

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

(2) 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

【参考】

用語の解説	
あ	
● 安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素（甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素）をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。
● 安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否に関する情報
● 受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。
● N B C攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。
● N B C災害	N B C攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。
● 応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置のこと。退避の指示や警戒区域の設定など。
か	
● 化学防護服	化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。
● 核燃料物質	原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるもの。
● 危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で、政令で定めるもの。
● 基本指針	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関しらかじめ定める基本的な方針のこと。 基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。
● 緊急消防援助隊	大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

● 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態。

● 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施すること。

具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置のこと。

● 緊急対処事態対策本部

緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織。

● 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

● 緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材のこと。

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行う要員のこと。

● 航空攻撃

航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。

● 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関。

● 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物質や訓練等に関する事項などを定めている。

県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。

業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになる。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のこと。

具体的には、次に掲げる措置で、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするための措置のこと。

- ・警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- ・施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- ・保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- ・輸送及び通信に関する措置
- ・国民の生活の安定に関する措置
- ・被害の復旧に関する措置

● 国民保護対策本部

国民保護対策本部は、都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行う。

さ

● 災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。

● サイレン

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の市町村において、当該住民に対し注意喚起を図るための警報が伝達される際に使用されるサイレンで、国がサイレン音を決定したもの。

● 事態対策本部

対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織。

国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。

● 事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」※で、平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

※平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。

● 事態認定

国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）において、武力攻撃事態又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。事態認定がなされることにより、各種の対抗措置の実施が可能となる。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

平成28年7月現在、151機関が指定されている。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税關、沖縄地区税關、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。

千葉県では、京葉瓦斯株、新京成電鉄株、(一社)千葉県トラック協会、(一社)千葉県バス協会、千葉テレビ放送株など、平成28年8月現在、31事業者が指定されている。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が一時的に起居するために、知事が提供する施設のこと。

● ジュネーヴ諸条約

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のこと。次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

● 除染

衣服などが放射性物質等によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取り扱う施設等）。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等のこと。

当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。

た

● 対策本部長

武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長。

対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国务大臣）をもって充てる。

武力攻撃事態等において、国の指定を受けた都道府県及び市町村は、それぞれ対策本部を設置し、都道府県知事又は市町村長が対策本部長となる。

● 対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認められる。

● 対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置。

(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。

武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施すること。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のこと。

● 退避の指示

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときに、市町村長、都道府県知事が行う、住民に対する一時避難の指示のこと。この指示は、退避先の明示は要件とされていない。

退避の指示は、あくまでも目前の危険を一時的に避けるためのものであり、経路等の方法を示したうえで誘導を行って、より広域的に住民を移動させる「避難の指示」とは異なるものである。

● ダーティボム

対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、従来の爆薬と放射性廃棄物などの放射性物質等を組み合わせたもの。核爆弾ではないので、核爆発を起こすことはない。

● 弹道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

● 地域防災計画

災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、雪害対策等について定めた計画のこと。

● 着上陸侵攻

我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

● 同報系防災行政無線

市町村の防災行政無線のうち、市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から住民への防災情報を伝達するもの。

● 特定物質

救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具など）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもののこと。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等のこと。

当該議定書では、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、当該任務に従事する者等を敵国の攻撃等から保護する旨が規定されている。

● 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊のこと。

● トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用し

て、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

は

● 被災情報

武力攻撃災害による被害の状況に関する情報

● 非常通信協議会

電波法第74条の2第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等からなる。

● 避難行動要支援者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のこと。

具体的には、在宅の高齢者や障がい者などが想定され、広い意味では、妊産婦、乳幼児・児童、外国人のほか、施設や病院の入所（院）者なども避難行動要支援者ととらえられる。

● 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

● 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、都道府県知事があらかじめ指定した施設のこと。

● 避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。

● 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃。国又は国に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使。

● 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

● 武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のこと。

● 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

● 防災行政無線

県庁を中心に、県の主な出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系がある。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

や

● 有事関連三法（武力攻撃事態対処関連三法）

・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）

・安全保障会議設置法の一部を改正する法律

・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の3法を指す。

● 有事関連七法

事態対処法の規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。

有事関連七法は、以下のとおり。

・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）

・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）

・自衛隊法の一部を改正する法律

・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）

・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）

・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

● 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

習志野市国民保護計画

平成 19 年 3 月作成
平成 30 年 2 月変更
令和 3 年 5 月変更

編集発行

習志野市 総務部危機管理課

千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番 1 号

電話 047-453-9211（直通）